

【第 25 回新型コロナウイルス感染症対策会議】

R2.11.5 PM1:50～

5F 人会議室

出席者：金井会長、水谷・神田・廣澤副会長

桃木・松本・丸木・登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事

県行政（保健医療部 唐橋副部長・秋田企画幹・滝井主幹）

金井会長

今回 25 回目となる。本日も唐橋副部長と秋田企画幹と滝井主幹に出席いただいている。本日は、理事会において、郡市医師会から提出いただいた質問について、丸木常任理事及び県から回答していただくこととなっている。それでは、まず初めに診療・検査医療機関の数等について県から説明をお願いしたい。

秋田企画幹

現在、県指定の診療・検査医療機関に登録いただいている数は、621 まで数を伸ばしている。検体採取のために委託契約を締結している医療機関は 929 である。少なくとも、この委託医療機関には、診療・検査医療機関に登録いただくよう、保健所をとおして、働き掛けをしている。引き続き数を伸ばせるよう努力したい。

本口配布している資料は基本的に前回と変わらないが、新しい資料も提出させていただいたため、説明させていただく。資料 2 をご覧いただきたい。一番下の G-MIS の報告数値について、国が中身を変更したという連絡はあったが、具体的な画面イメージ等が示されていなかったため、先週はマニュアルを示せなかった。今回、中身がわかったため、マニュアルを提出した。それが、資料 6 となる。これまで、G-MIS の ID については、FAX で国に申請することとなっていたが、診療・検査医療機関に指定を受けた医療機関については、FAX はいらず、指定の際にメールアドレスを登録することとなるため、そのメールアドレスをもって ID 登録が自動的にされることとなった。

金井会長

診療・検査医療機関の数の増え方はどのような傾向になっているか。

秋田企画幹

1 日でおおよそ 20 機関増えている。だいたい 1 次関数で右肩
トがりとなっている。地区別でみると説明会を開催させていただ
いた日の 2～3 日以内に 10 とか 15 とかいう形で増えている。
越谷については、登坂先生の努力で何回も説明しているため、
一貫して増えている傾向である。

金井会長

そうすると説明会を重ねて実施するばそれだけ増えるという
こととなるわけか。

秋田企画幹

参加する方が限られているため、回数を重ねると増えていく
という傾向がある。

金井会長

全く委託契約を締結していなくて、新たに診療・検査医療機
関に登録した数はわかるか。

秋田企画幹

その数の分類ができてるのは、昨日の段階の数で、601 が
ベースになり、全く委託契約しておらず新たに登録いただいた
数が、224 となる。逆にいうと、これから初めて委託契約を締
結して実施していただける医療機関が 224 となり、一定の数を
いただいているということになる。

金井会長

本日の予定であるが、これまで役員会や都市医師会長会議、
都市担当理事連絡協議会などで、内容は説明をしてきたが、質
問があるだろうということで、都市医師会長あてに理事会で質
問について回答するので、質問があれば提出いただきたいと依
頼し、いくつかの質問が来ている。それについて、理事会で答
えてもらうこととしている。

丸木常任理事

先日の日医の会議で、コロナのワクチンが来年の初めにはで
てくだろうということで、今後埼玉県でどのようにワクチン
の接種をしていくかということ、検討していかななくてはなら
ない考える。

唐橋副部長

中々情報が入らないが、情報が入り次第、検討させていただ
きたいと思う。

金井会長

まず、県で案をだしていただき、この中で検討していきたい
と思う。

当院は、発熱患者を責任を持って診察する医療機関です。

患者さんが安心して来院できるよう、感染防止対策を徹底しています。

ただし、次のような方は事前にご連絡のうえでご来院ください。

- 風邪の症状や発熱のある方
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- 新型コロナウイルス感染が疑われる方との
長時間の接触など感染の不安がある方

電話 ○○

(当院ホームページ ○○)

診療時間 ○曜日・○時～○時

その他

○○医院 院長 ○○

安心して
受診してね！



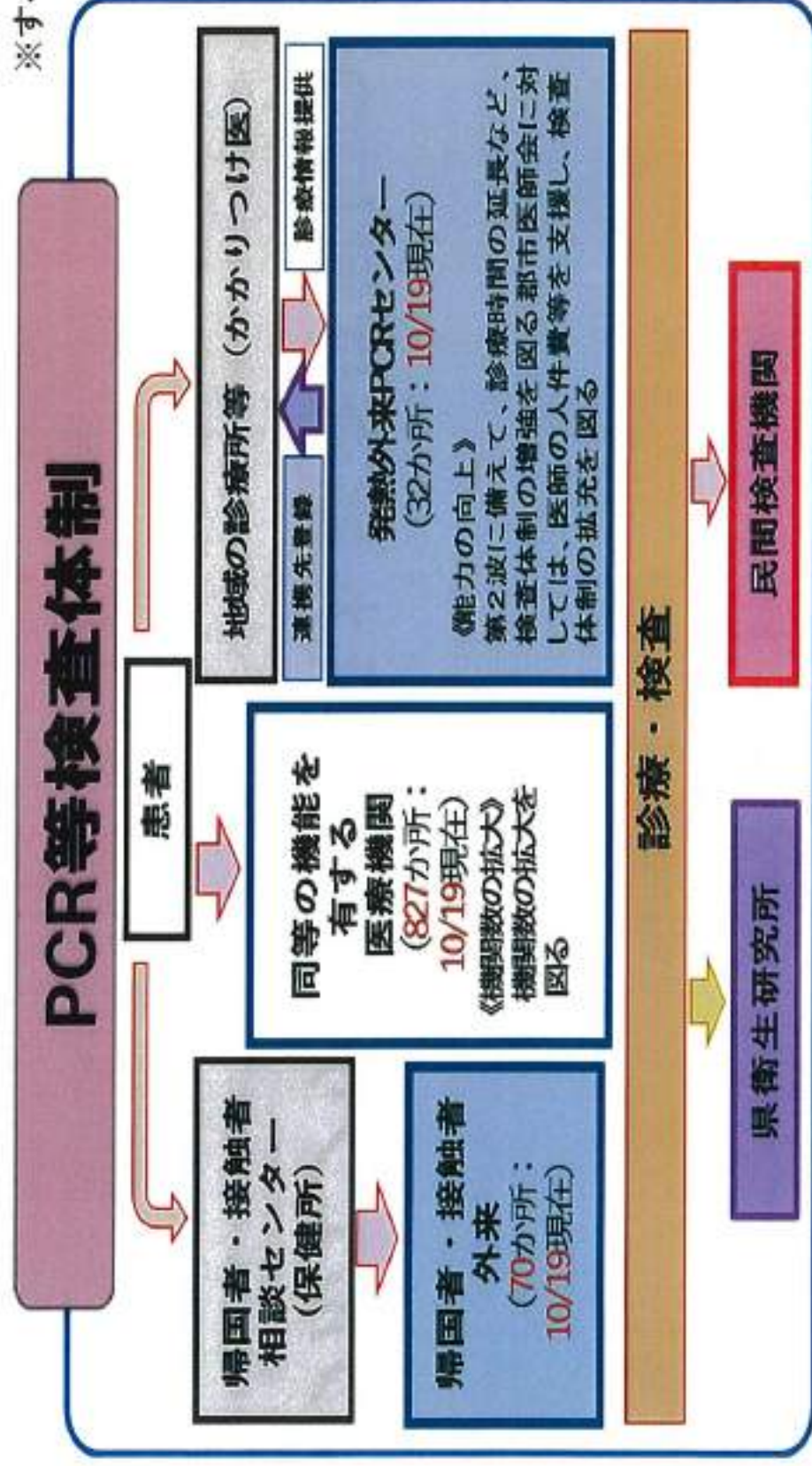
埼玉県・埼玉県医師会

資料 1

インフルエンザ流行に備えた検査体制について

検査体制整備の概要

現在の検査体制



- インフルエンザの流行期には、例年、県内で100万人を超える発熱患者が発生している
- 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザを臨床的に鑑別することは困難であるため、国の方針に基づき10月を目的に新たな体制を整備したい
- 発熱患者が、迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、多くの診療所等に、両方の診療・検査を実施してもらい、県として「埼玉県指定 診療・検査医療機関」に指定し、公表したい

❗ 県としては、可能な限り多くの医療機関に御協力いただき
診療と検査の担い手を増やしていく！！

検査体制整備の概要 新たな検査体制の制度概要

・インフルエンザ流行期には、例年、県内で100万人を超える発熱患者が発生しており、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザを臨床的に鑑別することは困難であるため、**これまで以上の体制強化が必要となる。**

・そこで、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査を行う「**埼玉県指定 診療・検査医療機関**」の指定を行う。

○ ピーク時の1日当たりの目標検査数：約3万件 ○ 診療・検査医療機関の目標数：1,200機関

新たな検査体制

土日や夜間等受診医療機関に迷っている方が相談

患者

県HP等で最寄りの医療機関、受付日時を確認し、予約連絡の上、相談・受診

※診療を行う場合は、埼玉県指定診療・検査医療機関の指定を受けることが可能

受診・相談センター
(旧帰国者・発熱者相談センター)

地域外来・検査センター

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」：申請した上で県の指定を受ける

- 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方の検査が可能
- 医療機関名や対応時間の公表が可能

帰国者・発熱者外来

同等の機能を有する医療機関

発熱外来 PCRセンター

新たに診療・検査を行う医療機関

地域の診療所

県が指定

従来の検査体制：指定申請を行わなければ継続

従来の枠組みについても継続するが、なるべく多くの医療機関に指定の申請をいただきたい

保健所

報告

公表

非公表

報告

一部の医療機関では、検体採取を依頼可能

検査体制整備の概要 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定要件

指定対象

- ① 発熱患者の診察を行い、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関
- ② **発熱患者の診察を行い、検体採取は地域外来・検査センターに依頼する医療機関**
- ③ 発熱患者の診察を行い、検体採取も行う、発熱外来・検査センター
- ④ 発熱患者の診察を行い、検体採取も行う、休日・夜間診療所
- ①～④の医療機関のうち、下記の条件を満たすこと
- 県HP等で**医療機関名や対応時間の公表に同意すること**
- 受診者数や陽性者等の情報について**G-MISやHER-SYSに必要な情報の入力を行うこと**
- ①③④の医療機関は、**公費負担適用のための委託契約（集合契約等）を締結すること**

②の医療機関は、公費負担適用のための委託契約を締結しなくても指定対象となります。

指定によって得られる効果

- 財政支援制度の支給対象となる
- 検査に必要な個人防護具（PPE）の優先配布を受けることができる

診療・検査医療機関 への県独自の支援策

「診療・検査医療機関」指定促進事業

1. 背景・課題

- ・インフルエンザの流行期には、例年、県内で100万人を超える発熱患者が発生しており、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザを臨床的に鑑別することは困難であるため、**これまで以上の体制強化が必要**。
- ・そこで、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方の診療・検査を行う「**診療・検査医療機関**」（公表が前提）を指定する。
- ・しかし、指定に伴い

- ①発熱患者からの診療予約などに対応する体制の確保
- ②日々の受診者数などの情報をG-MIS等を通じての報告
- ③時間分離などの感染対策を講じることでの診療効率の低下

などの負担が発生する。

⇒公表に対し慎重な医療機関が多い中、いち早く多くの医療機関を指定するために、インセンティブとして体制整備のための協力を創設する。

2. 事業スキーム

○補助基準額

- ・1 医療機関当たり：**50万円（定額）**
(事務職員1人分の人件費相当)

- ・目標医療機関数：**1,200機関**

○補助対象

- ・「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関
(指定を受けるためには、**公表が前提**)

- ・業務を行うにあたり、相談体制等強化のための経費に充当

- ・**10月15日～11月14日までの早期に申請を行った医療機関を対象とする**

1 国から無償配布される個人防護具 (PPE) の種類 注1) サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋

注1) 日本環境感染症学会、国立感染症研究所、日本感染症学会等のガイドラインの推奨

2 配布時期

一斉配布	11月・12月分	1月分	2月分	3・4月分
配布予定時期	10月中旬	12月中旬	1月中旬	2月中旬

- ・ 10月中の一斉配布は、診療・検査医療機関の指定前であることから
指定の有無に関係なく帰国者・接触者外来及び同等の機能を持つ医療機関に配布予定。
- ・ 新たに指定された時点で未配布の医療機関については、指定され次第、順次配布。

3 配布申請の手続き

- ・ 指定を受ければ、手続き不要で配布
- ・ 不足が生じた場合は、G-MISまたは電話で県に緊急要請すれば随時配布

〔 電話での緊急要請先 〕
 サージカルマスク 薬務課 048-830-3640
 サージカルマスク以外 感染症対策課 048-830-7500

4 配布数量の目安 注2)

概ね25日分相当量を配布

注2) 令和2年9月15日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡

診療・検査医療機関で
必要な手続き

公表への同意・指定の申請

公表への同意： 指定を受けると自治体ホームページ等で診療情報が公開されます
(医療機関名・連絡先・診療検査対応時間等)



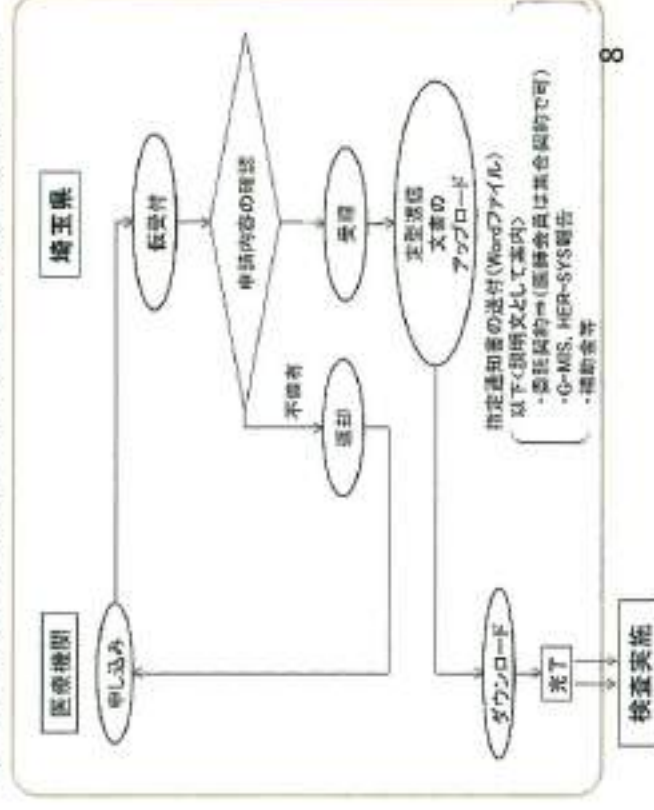
指定を受けするための**申請**： 埼玉県電子申請システムへの入力 **(10月15日～)**

以下のいずれかの申請書を選択

診療・検査 医療機関
(発熱患者の診察を行った上で、
新型コロナウイルス感染症の検査を行う)

診療 医療機関
(自院で検査は行わず、診察のみを行う)

新電子申請システムを活用した医療機関の指定申請



公開項目

「医療機関名」「所在地」「電話番号」「ホームページ」

「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査体制」

「診療・検査対象者」

①自院のかかりつけ外来患者のみ

②初診患者も可

※1週間単位の対応時間・受入可能人数を公表していただきます。

※公開項目に変更が生じたら、変更届を提出してください。

- 公表に当たっては、診療と検査を行う医療機関と、診療のみを行い、検体採取をPCRセンター等に依頼する医療機関の区別はなく、全て「診療・検査医療機関」として公表する！！

多く寄せられた御意見・御質問

- 各種手続きが分かりにくい
 - ⇒ 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の手続きについて 参照
- 国の補助金のルールが分からない
 - ⇒ 補助金申請ガイド(埼玉県版) 参照
- 診療のガイドラインについて、詳細な情報が欲しい
 - ⇒ 診療のガイドライン(第4版) 参照

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の手続きについて

1 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定申請

- 公表の趣旨に同意の上、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定を受けるための手続きです。
- 県や政令・中核市と公費負担のための行政契約を締結し、既に新型コロナの検査を実施している医療機関についても、改めて、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定申請が必要です！！

【現時点で検体採取の公費負担のための契約を締結していない場合】

⇒ 県に対する「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定申請とは別に、埼玉県又はさいたま市、川口市、越谷市、川越市と検体採取の公費負担のための契約をしていただく必要があります。（選りによる契約も可能）

- 電子申請システム（県のホームページから）を通じて指定申請を行います。
⇒ 別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関」指定申請マニュアル参照

2 県独自の協力金「診療・検査医療機関」指定促進事業（50万円）

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定がなされた後、申請様式を県のホームページからダウンロードし、県感染症対策課まで郵送で申請します！！
⇒ 別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関」指定申請マニュアル P20 参照

3 国の補助金の申請方法

「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定がなされた後、国の補助金については、全く別の様式の申請書に基づき、国に報告します！！
⇒ 補助金申請ガイド（埼玉県版）を参照

4 G-MIS の報告数値（「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定後、毎日報告）

- 国から、入力項目に変更が生じたという連絡あり

【新たな項目】

- i 発熱患者等に対応する診察室数
 - ii 診療・検査医療機関としての開設時間
 - iii 開設時間内における発熱患者数等
 - iv 新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数等
- （※ ivは、自院で検査を実施しない場合は入力不要）

国から情報収集し、県においてマニュアル

⇒ G-MIS 入力ガイド（埼玉県版）～ 診療所・検査センター向け ～ を参照

**「埼玉県指定 診療・検査医療機関」
指定申請マニュアル**

第2版

埼玉県保健医療部

- 目 次 -

はじめに 電子申請システムによる指定申請の流れ……………	3
第1章 県ホームページから申請入力画面まで……………	4
第2章 申請内容の入力……………	9
第3章 申請後の指定通知書のダウンロードまで……………	17
第4章 県からの協力金（50万円）の申請……………	20
第5章 このマニュアルに関する問い合わせ先……………	22

はじめに 電子申請システムによる指定申請の流れ

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の指定にあたっては、医療機関からの申請をお願いしているところです。

これは、埼玉県指定診療・検査医療機関に指定されると、県のホームページに公表されることになるため、そのことの「意思確認」という意味があります。

そのため、既に、新型コロナウイルス感染症の検査に係る行政契約（集合契約を含む）を締結していただいている医療機関についても、指定の申請をお願いしております。

指定申請の大まかな流れは次のとおりとなります。

（第1章）

- ① 県ホームページから電子申請システムに移動し、申請入力画面に進む。



（第2章）

- ② 申請入力画面に必要事項を入力し、申し込む。
申込後は「申込完了メール」が送付されます。



（第3章）

- ③ 原則として3営業日以内に県から、「受理メール」と「指定通知書アップロードメール」が送られます。指定通知書アップロードメールの本文に記載されているリンクから電子申請システム内に移動し、指定通知書をダウンロードします。



（第4章）

- ④ 国の財政支援制度や、県の協力金（50万円）の申請を行います。
（国の財政支援制度については補助金申請ガイドをご覧ください。）

第1章 県ホームページから申請入力画面まで

県のホームページのトップページから、申請入力画面まで進む方法について御案内します。

- 1 埼玉県のホームページ（以下、「県HP」とします）を開きます。

URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

(yahoo!JAPAN や Google 等で、「埼玉県」と検索すると一番上に来ます。)

- 2 「重要なお知らせ」に掲載されている、「診療・検査医療機関の指定申請はこちら」をクリックします。

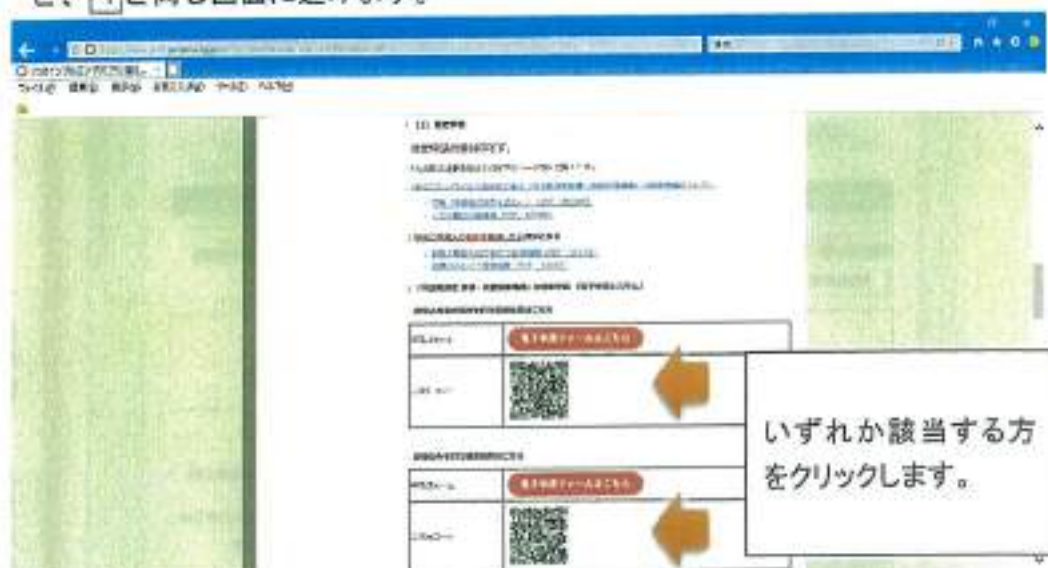


※ 10月28日から、県HPのトップページから申請サイトに直接移動できるようになりました。

- 3 電子申請フォームの入りの画面に移動します（「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備」のページの該当箇所へ移動します。）

（1）指定申請の項目にある、「診療と検査の両方を行う医療機関」または「診療のみを行う医療機関」のいずれかの枠にある「電子申請フォームはこちら」のボタンをクリックします。

スマートフォン、タブレットで登録する場合は、カメラでコードを読み込むと、4と同じ画面に進みます。



- （4以降では、診療と検査の両方を行う医療機関を選択した形で進んでいきます）

- 4 「埼玉県 電子申請・届出サービス」のHPに移動しますので、「利用者を登録せずに申し込む方はこちら」をクリックします。

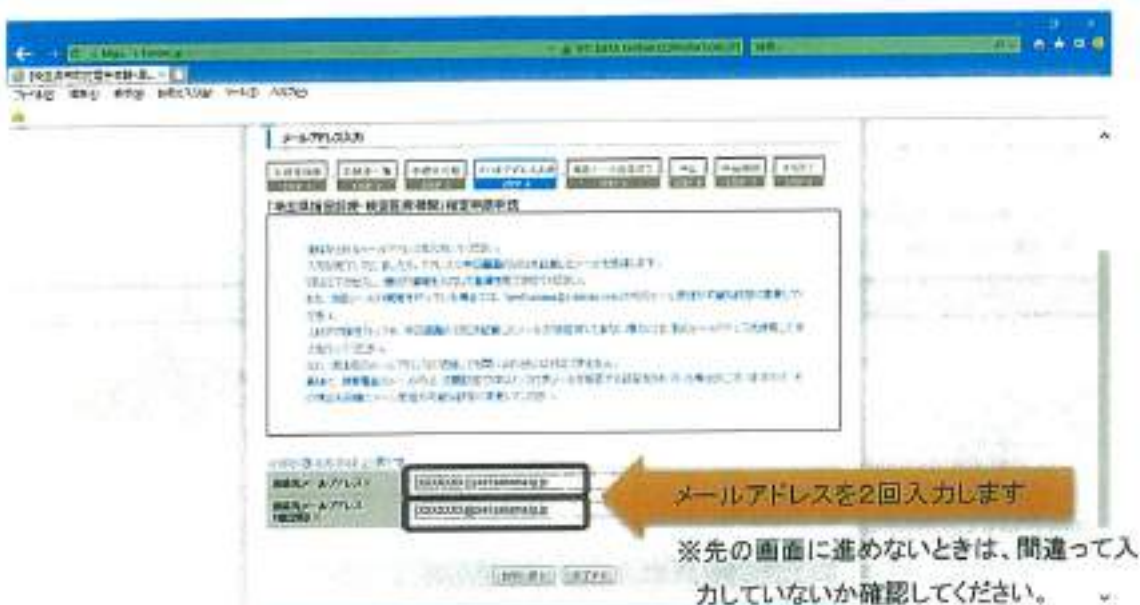


- 5 利用規約等の画面に移動するので、画面下方移動し、利用規約を確認し、「同意する」をクリックします。

[illegible]

下に移動し、利用規約を確認してクリック

- 6 メールアドレス入力画面で、入力ページの案内が届くメールアドレスを2回入力します（誤入力を防止するため2回の入力をお願いしております。）



- 7 入力が完了すると、次の画面に移動します。



- 8 入力したメールアドレスに、「【電子申請サービス】連絡先アドレス確認メール」が届くので、メールの中ほどにあるURLをクリックします。



- 9 手続き申込の画面に移動するので、申請内容の入力を行います。
第2章では、実際の入力画面に沿って、入力の仕方をご案内します。

第2章 申請内容の入力

【入力の際の注意点】

- ① 電子申請画面のそれぞれの項目にも注意書きが書いてありますので、よく確認しながら入力してください。
- ② 選択肢の先頭に「○」があるときは、選択肢のうち1つだけを選択します。「□」のときは複数を選択することが可能です。
- ③ ※印がついている項目は、入力必須項目なので、入力しないままでは、申込みできませんので、ご注意ください。

「基本的には○○だけど、△△なときがある…」というときには、原則的なパターンを入力して、例外的な取扱いについて自由記述欄で補足することができます。

- ④ 公開項目については、赤字で「公開項目です。」と書いてあります。記入誤りに十分ご注意ください。

1 「指定を希望する医療機関の開設者」の入力

開設者

個人の場合は上段、法人の場合は下段の○にチェックをいれ、開設者名を記入します。

開設者の住所

郵便番号の欄に7桁の数字を入力し(途中に「-」は入れません)、「住所検索」ボタンをクリックします。

住所が自動的に表示されますので、「丁目・地番」以降を入力します。

2 「施設概要」の入力

医療機関コード
111 から始まる 10 桁の医療機関コードを、半角の数字で入力します。

住所地
開設者と同じ住所の場合も、入力をお願いします。入力方法は同じです。

電話番号(公開)
発熱患者が事前に連絡するときの電話番号です。

連絡先電話番号(非公開)
指定申請等に関して、県から問い合わせるときの電話番号です。

担当部署
ない場合は空欄のままで結構です。

担当者氏名
指定申請等に関して、県から問い合わせるときの御担当者記入してください。

主な診療・検査場所
複数の場所で診療・検査を行う場合は、発熱患者を最も多く診る場所を選択。

公費適用のための県又は保健所設置市との委託契約締結の有無
新型コロナウイルスの検査に係る行政契約(集合契約含む)を締結しているか選択します。

G-MIS 登録の有無
既に G-MIS の ID を持っている場合は「有」を、そうでない場合は「無」を選択します。
※ G-MIS は、厚労省が作成した、新型コロナウイルスに係る検査数等を集計するシステムです。

HER-SYS 登録の有無
既に HER-SYS の ID を持っている場合は「有」を、そうでない場合は「無」を選択します。
※ HER-SYS は、厚労省が作成した、新型コロナウイルスの陽性患者の発生を報告するためのシステムです。

2施設概要

医療機関コード(10桁)
1110000000

医療機関名称(フリガナ)
公認病院です。金沢医科大学付属病院

医療機関名称(漢字)
公認病院です。金沢医科大学付属病院

所在地(郵便番号)
住所検索は県民生活の電話帳番号で検索してください。検索結果は 111-0000 21100000 と入力

所在地(住所)
金沢市金沢 1-1-1

電話番号
公認病院です。金沢医科大学付属病院 011-2545678

公開可能な医療機関ホームページURL
公認病院です。金沢医科大学付属病院 011-2545678

担当部署
公認病院です。金沢医科大学付属病院 011-2545678

担当者氏名
氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名)

連絡先電話番号
日中に連絡が可能な電話番号を入力してください。ハイフン(-)は不要です。入力例 011-2545678-12345678 と入力

連絡先メールアドレス
連絡先メールアドレスを入力してください。例 00000000@pref.saitama.jp

上水道・下水道(排水)
選択可能

公費適用のための県又は保健所設置市との委託契約締結の有無(選択)
選択可能

G-MIS登録の有無(選択)
選択可能

HER-SYS登録の有無(選択)
選択可能

3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査体制」の入力

(その1)

検査内容(非公開)
実施する検査を選択してください(複数選択が可能です)。
※簡易キットは、抗原定性検査です。

濃厚接触者、COCOA 検査対象者、小児への対応の有無
それぞれについて、対応可能な場合は「有」を、対応できない場合は「無」を選択してください。

診療・検査対象者
自院のかかりつけ患者のみ診療する場合は(1)を、広くその他の患者も受け入れる場合は(2)を選択してください。
※ 選択肢にある「自院に相談のあった患者等」とは、国が想定している医療機関同士が診療・検査医療機関の指定に関する情報を共有し、発熱患者から相談があった際に医療機関を紹介する体制をとる場合の選択肢ですので、埼玉県では考慮する必要はありません。

受診するにあたっての予約の要否
受診する際の予約等の方法について選択します(複数選択可)。
電話予約の場合は電話番号を、Web予約の場合は予約用のURLを記載します。
予約不要とした場合で、事前の電話連絡を必要とする場合は、自由記述欄にその旨を記載してください。

(その2)

■ 1週間単位の診療・検査対応時間及び対応可能人数

公開項目です。
 検査可能な曜日にチェックを入れ、チェックした曜日の自由入力欄には必ず、対応可能人数(半角数字)を入力してください。
 また、対応可能時間を下記の例にならって入力してください。
 入力例(半角数字): 09:00分から12:00分、14:00分から16:00分 の場合
 →0900-1200,1400-1600 全て半角入力

月曜日の対応人数(人)	☒ 月曜日 9
月曜日の対応時間▲	0900-1200
火曜日の対応人数(人)	☒ 火曜日 15
火曜日の対応時間▲	0900-1200,1500-1700
水曜日の対応人数(人)	☒ 水曜日 3
水曜日の対応時間▲	0830-0900,1230-1300,1630-1700

1 週間単位の診療・検査対応時間及び対応可能人数

1 週間ごとの診療可能な曜日にチェックを入れ、その曜日に対応できる人数を入力します。

対応可能時間を、半角 4 桁の数字で時刻を入力、開始時間と終了時間を「-」(半角ハイフン) でつなぐ形とします。

【火曜日の例】

午前と午後のように、診療時間を分ける場合は、「,」(半角カンマ) を換んで、複数の時間を入力します。

【水曜日の例】

3 つ以上の時間に分割することも可能です。また、時刻は必ずしも 1 時間単位にする必要はなく、短い時間で区切ることも可能です。

※ 指定申請の際に入力する対応人数は、補助金の申請の際に用いる人数には影響しません。実際に受入れられる人数を記載してください。

公開項目です。
その他、登録希望者宛ての連絡事項等ございましたら、こちらに入力してください。
＜記載例＞
受付する前に予約までは求めていないが、来院する前に必ず電話で予約希望を連絡すること。
一か所にのみ来院。併発して大人は対応しません。
診療の際には、必ず電話またはWEBで予約をしてください。
診療の都合により、必ずしも指定の時間に予約を受けられないことがありますが、ご了承ください。
無料の検診による検体の自己採取を行います。
有料患者専用入口から診察室に入ってください。到着しましたらお電話ください。担当者が案内いたします。|

備考(公開)

自由記述欄です。公開されますので、患者に伝える内容を自由に記載してください。

入力文字数: 555/2000

■ 4同意事項

また、下記同意事項に当たり、下記の通り学校側が実施しているものの確認および同意の上、チェックをお願いします。

N1 (1) 新入生および転入生にアソシエイト教員の指導と援助を受ける権利がない、可能な限り訓練を付けています(少女と60歳までは付いています。)

N2 (2) 必要の検査・検診を依頼しています(検査(検診)費用は学校側がPCRセンター等に負担する場合は、個別検診が確保されていることを含みます。)

N3 (3) 検査予約時に従って、検査手帳及び印刷検査手帳を渡します。

N4 (4) 検査や検診(自己採取)検診を受ける際は、サーキットマスク及び手袋を着用します。

N5 (5) 検査時や検診(自己採取)検診を受ける際には、サーキットマスク等、目の防護具(ゴーグル)及びフェイスシールド、ガウン及び手袋を装着します。

同意事項

クリック

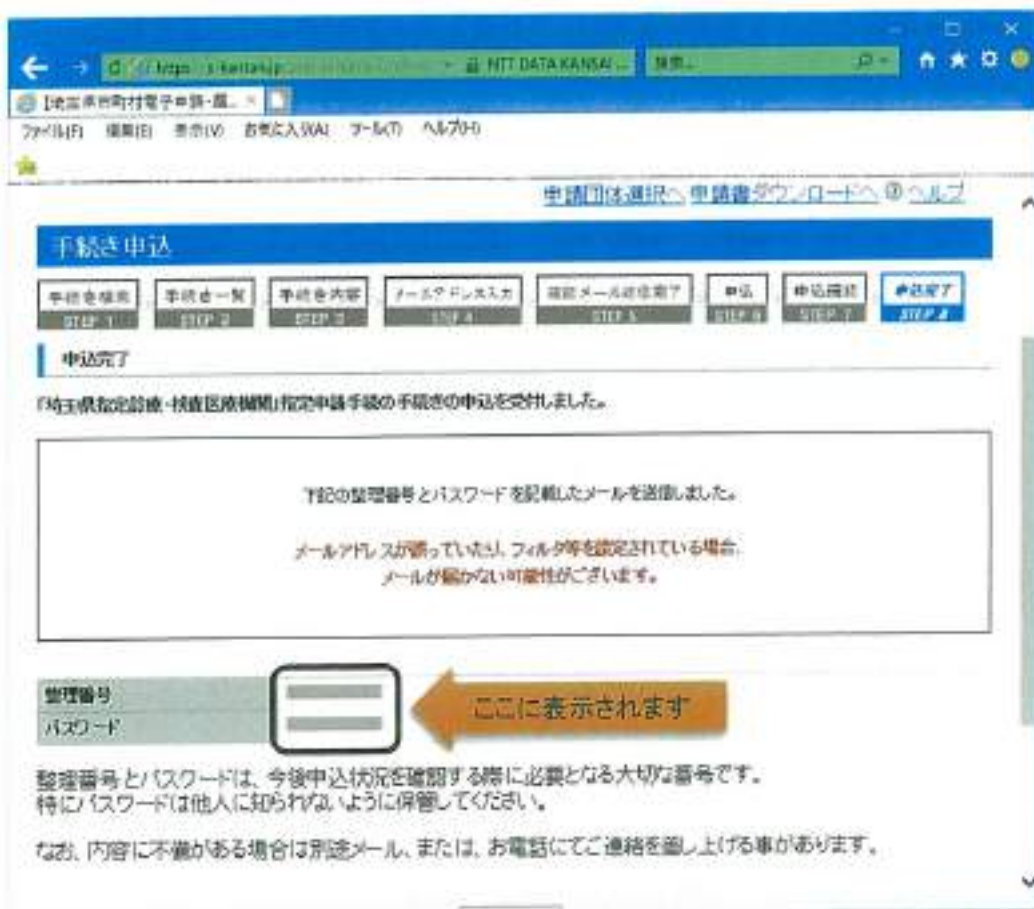
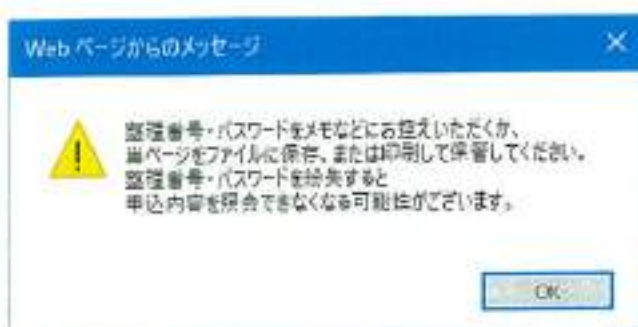
申し込みデータ一時保存

一時保存した申し込みデータを印刷

【申し込みデータ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- 保存ファイルは一時保存されます。再読み込みは、必要に応じて、ファイルを削除してOKは、パソコンに一時保存した申し込みデータはパソコンで消去・更新・保存することはできません。
- システムに問題した場合、一時保存した申し込みデータは、削除されるので、ご注意ください。

- 6 画面中央に、「Web ページからのメッセージ」が表示されますので、「OK」を押します。
- 申込完了の画面を下に進むと、整理番号とパスワードが表示されますので、控えておいてください。(わからなくなったら、疾病対策課にご連絡ください。)



7 登録したメールアドレスにも確認のメールが来ます。



これで、申請の手続きは終了です。

申請から原則として3営業日以内に、「受理メール」が送られてきます。

第3章 申請後の指定通知書のダウンロードまで

1 申請後の処理状況の確認

申請後の処理状況は、電子申請システム上の「申込内容照会ページ」から御確認いただけます。必要に応じて確認してください。

申込内容照会ページ URL (整理番号とパスワードが必須)

【https://www.saas-kantan.com/pref-saitama-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action】

2 「受理メール」の受診

申請から原則として3営業日以内に、下記のような「受理メール」が送信されます。

手続き名:
「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定申請手続(決裁版)

整理番号: [REDACTED]

「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定申請を受理いたしました。

今後、指定通知書を1週間以内に発行します。発行準備が整いましたらダウンロード方法等、改めてメールでお知らせします。

(1)なお、本日以降、速やかに以下の手続を実施してください。

＜診療を行うための必要な手続＞
・検査の自己負担分を公費適用するための県又は保健所設置市との委託契約
・診療・検査実施状況の報告(G-MIS)

(2)また、貴院は、県独自の支援としての定額50万円の協力金(指定促進事業)の対象となります。

詳しくは下記URLの埼玉県ホームページでまとめて御案内しておりますので、参考にして速やかに手続を実施してください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp-a0701-corona-site/top.html>

受理メールには、指定通知書が1週間以内に発行される旨や、今後必要な手続内容、「県独自の支援としての定額50万円の協力金(指定促進事業)」の御案内をしていますので、必ず目を通してください。

なお、入力内容に不備がある場合は申請手続が返却されます。修正方法については、送付される「返却通知メール」をご確認ください。

③ 指定通知書のダウンロード(印刷)

指定通知書が発行されますと、以下の内容のメールが届きますので、メール内のURLをクリックします。

手続き名:
「増設指定型・検査区域増設」指定申請手続(決裁版)

整理番号:

「増設指定型・検査区域増設」の指定通知書が発行いたしました。
下記のURLに従ってダウンロードしてください。

http://s-kouan.inetel-saitama-w/insayr/insayr_initdisplay.action クリック

(3) 添付添付ファイル1と書かれた欄に様式第2号「指定通知書(既添付型)」がありますのでクリックしダウンロードしてください。
(4) ダウンロードした指定通知書の内容を確認の上、必ず保存してください。

問い合わせ先
保健医療部 皮膚科医課 結核・皮膚科医官
電話: 049-000-2555
FAX: 049-000-4888

↓

アドレスをクリックすると、「申込内容照会」画面に移動しますので、申請時に発行された、「整理番号」と「パスワード」を入力します。

申請内容照会へ 申請書ダウンロードへ

申込内容照会

申込照会

整理番号 入力

パスワード 入力

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字(英字・大文字・小文字)で入力して下さい。
最初に入力ミスがあるとエラーメッセージが表示されますのでご注意ください。

ログイン時に申込を登録した方は、ログインしている状態で整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

入力後にクリック

すると、次のような申込詳細画面が表示されますので、「返信添付ファイル」欄から、「様式第2号 指定通知書(医療機関名).pdf」と書かれたファイルがダウンロードできます。

[前 予約手続へ](#)
[申請団体選択へ](#)
[申請書ダウンロードへ](#)

申込内容照会

申込詳細

手続名	「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定申請手続(決裁前)	
整理番号	014800054111	
処理状況	処理中(送付済)	
処理履歴	2020年10月14日 16時28分 メール送信 2020年10月14日 16時21分 ファイルアップロード 2020年10月14日 16時15分 受理 2020年10月14日 16時5分 審査付 2020年10月14日 16時3分 修正 2020年10月14日 16時1分 修正 2020年10月14日 16時0分 修正 2020年10月14日 15時52分 送部 2020年10月14日 15時37分 申込	
返信添付ファイル	様式第2号 指定通知書(埼玉県指定).pdf (ダウンロード可能期限: 2020/10/31まで)	
※ 添付ファイルは一度パソコンに保存してから印刷をお願いします。		
関連事項		

ここをクリックして
ダウンロード

以上で手続きは終わりです。指定通知書は必ず保存・保管してください。

第4章 県からの協力金（50万円）の申請

1 申請書の入手

指定申請が終わりましたら、県からの協力金（50万円）の申請手続きを行います。（埼玉県指定診療・検査医療機関に11月14日までに申請いただいた方が対象です。）

手続きは、「受理メール」に記載されたURLから行うと便利です。

または、「<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html#kyouryokukin>」に直接アクセスし、申請書を入手します。

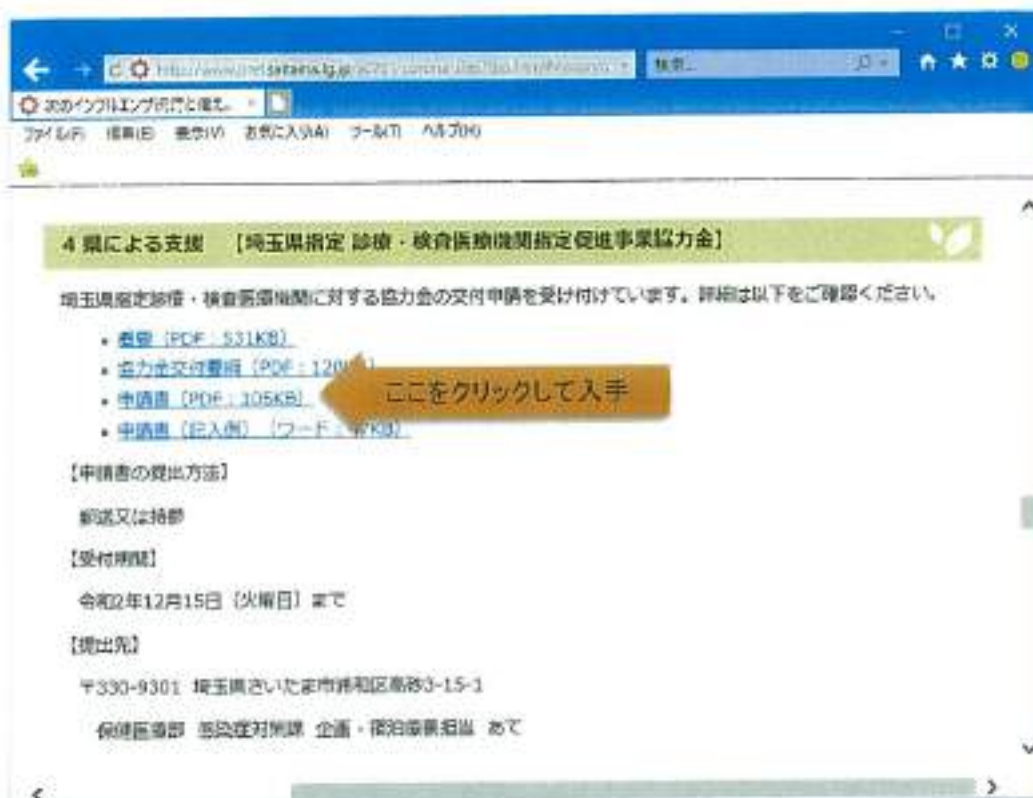
※ 当マニュアルの最終ページに申請書を添付してありますので、そちらをご利用いただくことも可能です。

（受理メール）

手続き名:
「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定申請手続（決裁版）
整理番号
「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定申請を受理いたしました。
今後、指定通知書を1週間以内に発行します。発行準備が整いましたらダウンロード方法等、改めてメールでお知らせします。
(1) なお、本日より、速やかに以下の手続を実施してください。
<診療を行うための必要な手続>
o 検査の自己負担分を公費適用するための県又は保健所設置市との委託契約
o 診療・検査実施状況の報告（G-MIS）
(2) また、貴院は、県独自の支援としての定額50万円の協力金（指定促進 事業）の対象となります。
詳しくは下記URLの埼玉県ホームページでまとめて御案内しておりますので、参考にして速やかに手続を実施してください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html

ここをクリック

- ② 県のホームページに掲載されている申請書をダウンロードします。



- ③ 申請書に必要事項を記入して、以下の提出先に郵送または持参します。受付期間がございますのでご注意ください。
(記載例は、当マニュアルの末尾に掲載しております。)

【提出先】

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
保健医療部 感染症対策課 企画・宿泊療養担当 あて

【受付期間】

令和2年12月15日(火曜日)まで

第5章 このマニュアルに関する問い合わせ先

- 「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の電子申請について

保健医療部 疾病対策課(総務・疾病対策担当) 電話 048-830-3598

- 県からの協力金(50万円)の手続きについて

保健医療部 感染症対策課(企画・宿泊療養担当) 電話 048-830-7502
--

様式1（第4条関係）

埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金 申請書兼請求書

令和 2 年 ○ 月 × 日

(宛先)
埼玉県知事

埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額及び請求額 500,000円

2 申請する医療機関

名 称	(フリガナ) ○○シンリョウジョ ○○診療所
所在地又は住所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
代表者職名	院長
代表者氏名	埼玉 太郎
電話番号	048-830-7502
指定診療・検査医療機関 指定番号(5桁)	○○○○○

3 支払口座振替依頼

「埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金」を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	○×	<u>銀行</u> 信金・信組 農協	支店名	▲▲支店					
預金種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号 (※)	0	1	2	3	4	5	6
口座名義 カタカナ	カタカナで記載してください。 ○○シンリョウジョインチョウサイタマタロウ								

※医療法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座で申請してください。

※口座番号は右詰めでご記入してください。

※預金通帳のコピー（表紙と見開きの2箇所）を必ず添付してください。

様式1（第4条関係）

埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金
申請書兼請求書

令和 2 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額及び請求額 500,000円

2 申請する医療機関

名 称	(フリガナ)
所在地又は住所	＝
代表者職名	
代表者氏名	
電話番号	
指定診療・検査医療機関 指定番号 (5桁)	

3 支払口座振替依頼

「埼玉県指定診療・検査医療機関指定促進事業協力金」を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	支店名
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 (※)
口座名義 カタカナ	カタカナで記載してください。	

※互済法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座で申請してください。

※口座番号は右詰めで記入してください。

※領金通帳のコピー（表紙と見開きの2箇所）を必ず添付してください。

「令和 2 年度インフルエンザ流行期に備えた
発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」
補助金申請ガイド（埼玉県版）

（第 1 版）

令和 2 年 1 0 月

補助金申請ガイド作成の趣旨

標記の補助金は、医療機関に迅速に資金を交付する観点から、国が直接執行するため、交付申請等の手続きを、医療機関が直接国に対して行うことになります。

その手続きについて、国から示されている通知等を元に取りまとめ、県として確認した内容やわかりにくいと思われる点を補足した資料を作成しましたので、申請の際の参考にしてください。

目次

1	本補助金の趣旨	2
2	交付額の算定方法	3
3	交付申請手続きの流れ（申請から精算まで）	8
4	交付申請書等の作成	11
5	交付申請書の提出	21
6	留意事項	22
7	本補助金についての問い合わせ	23

1 本補助金の趣旨

この補助金は、発熱患者等専用の診療体制を確保したにも関わらず、実際には患者が来なかったときに支給される『空床補償』的な意味合いを持っています。

そのため、実際に発熱患者等が多く受診した場合は、交付額が0になることもあります。また、発熱患者等の受入時間に、他の疾患の患者を診察したりすると、交付額が減額となる仕組みになっていますので、注意が必要です。（他の診察も行いながら発熱患者等の診察も行っていた場合は、受付時間を区分すると減額になりにくい仕組みです。）

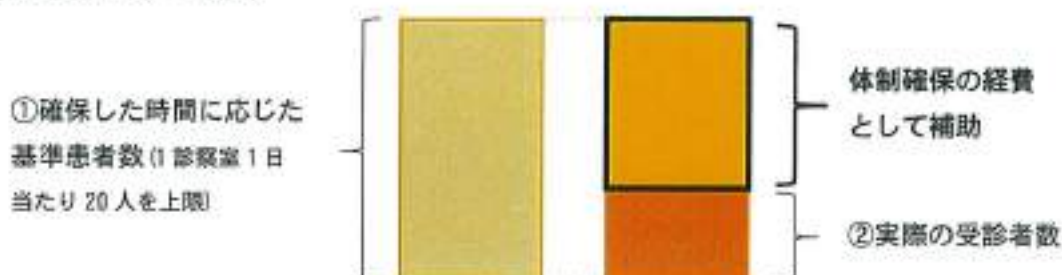
2 交付額の算定方法

（1）補助金額算定の基本的な枠組み

この補助金は、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間に応じて、専用の診察室で受け入れることが想定される発熱患者等の患者数（以下「基準患者数」という。①）から、実際に診察室で受診した発熱患者等の受診患者数（②）を差し引いた人数に、一人あたり 13,447 円を乗じた額を、体制確保の経費として算定し補助を行うものです。

$$* \text{補助金の交付額（1日あたり）} = (\text{①基準患者数} - \text{②受診患者数}) \times 13,447 \text{ 円}$$

（補助のイメージ図）



（2）基準患者数の算出方法

① 基準患者数の基本的な算出方法

- 基準患者数は、各医療機関で専用の診察室を確保した時間に応じて算定されることとなります。
- ただし、専用の診察室を確保する時間には、上限があり、1日7時間（自院のかかりつけ患者のみ受け入れる場合は1日2時間）となっています。
- 基準患者数は、1診察室につき、1日7時間あたり20人（自院のかかりつけ患者のみ受け入れる場合は1日2時間あたり5人）となっており、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数に、20人を7時間で除した数値（自院のかかりつけ患者のみを受け入れる場合は5人を2時間で除した数値）を乗じて求めます。
- なお、基準患者数は、受入れ時間に応じて自動的に決定しますので、診療・検査医療機関の指定申請に際して入力した「受入れ可能人数」とは一致しなくても問題ありません。
- また、インフルエンザ流行期において、医療法上届け出ている診療時間や診療日を一時的に変更した場合は、医療法の変更届出は不要とされています。

$$\text{〇基準患者数} = \text{受入れ体制を確保した時間数} \times 20 \text{人} \div 7 \text{時間}$$

（受入れ時間ごとの基準患者数早見表）

受入れ時間	広く患者を受入れる場合	かかりつけ患者のみの場合
7 時間以上	20 人	
6.5 時間	18.571…人	
6 時間	17.142…人	
5.5 時間	15.714…人	
5 時間	14.285…人	
4.5 時間	12.857…人	
4 時間	11.428…人	
3.5 時間	10 人	
3 時間	8.571…人	
2.5 時間	7.142…人	
2 時間	6.714…人	5 人
1.5 時間	4.285…人	3.75 人
1 時間	2.857…人	2.5 人
0.5 時間	1.428…人	1.25 人

※ 受入れ時間は、0.5 時間より細かい単位でも構いません。

※ 基準患者数は補助金額の算定を行う上で、端数処理は行いません。

（計算例）1 日 4 時間、専用の診療室を確保したところ、5 人の発熱患者が来院した場合

$$\text{基準患者数} = 4 \text{時間} \times 20 \text{人} \div 7 \text{時間} = 11.428…人$$

（1 日分の交付額の計算）

$$11.428…人 \times 5 \text{人} = 6.428…人$$

$$6.428…人 \times 13,447 \text{円} = 86,445 \text{円}$$

②基準患者数の特例的な計算方法

補助金の考え方では、専任の医師を置くか、受入時間として指定した時間帯は、発熱患者専用の診療時間とすることが原則となっています。

そのため、以下のような場合、補助金の算定において特例的な取扱いとなります。

○ 発熱患者等の専用診察室で、他の疾患の患者を、同じ医師が診察した場合

発熱患者等専用の診察室（診療時間で分離している場合の受入れ時間中の診察室も含む）において、他の疾患等の患者を受入れることは、専用の診察室を確保していないことから補助金の要件を満たさないことになる可能性があるため、基本的には避けていただければと思います。

しかし、やむを得ず発熱以外の患者を受入れた場合は、発熱患者等を受入れる体制がそれだけ減少していると考えられることから、「基準患者数」から「他の疾患の受診患者数」を差し引くことになります。（厚労省作成 Q&A（第1版）の7より）

（計算例）1日4時間、専用の診察室を確保し、受入時間中に発熱患者等を5人診察しながら、患者のいない時間に他の疾患の患者を2人診察した場合

$$\begin{aligned}\text{基準患者数} &= (4 \text{ 時間} \times 20 \text{ 人} \div 7 \text{ 時間}) - 2 \text{ 人} \\ &= 11.428 \cdots \text{人} - 2 \text{ 人} \\ &= \underline{9.428 \cdots \text{人}}\end{aligned}$$

（交付額の計算）

$$\begin{aligned}9.428 \cdots \text{人} - 5 \text{ 人} &= 4.428 \cdots \text{人} \\ 4.428 \cdots \text{人} \times 13,447 \text{ 円} &= \underline{59,551 \text{ 円}} \text{ (26,894 円の減少)}\end{aligned}$$

○ 専用診察室とは別の診察室で、他の疾患の患者を、同じ医師が診察した場合

発熱患者等専用の診察室（診療時間で分離している場合の受入れ時間中の診察室も含む）とは別の診察室において、同じ医師が他の疾患等の患者を受入れ診察した場合、発熱患者等を受入れる体制がそれだけ減少していると考えられることから、「基準患者数」から「他の疾患の受診患者数に2分の1を乗じた人数」を差し引くことになります。（厚労省作成 Q&A（第1版）の8より）

（計算例）1日4時間、専用の診察室を確保し、受入時間中に発熱患者等を5人診察しながら、発熱患者等の受入れ時間中にデント等の別の診察室で、他の疾患の患者を2人診察した場合

$$\begin{aligned}\text{基準患者数} &= (4 \text{ 時間} \times 20 \text{ 人} \div 7 \text{ 時間}) - 2 \text{ 人} \times 1/2 \\ &= 11.428 \cdots \text{人} - 1 \text{ 人} \\ &= \underline{10.428 \cdots \text{人}}\end{aligned}$$

（交付額の計算）

$$\begin{aligned}10.428 \cdots \text{人} - 5 \text{ 人} &= 5.428 \cdots \text{人} \\ 5.428 \cdots \text{人} \times 13,447 \text{ 円} &= \underline{72,998 \text{ 円}} \text{ (13,447 円の減少)}\end{aligned}$$

留意事項

同一の医師が、通常の診療と同時並行で発熱患者等を診察すると、次の例のように補助金の交付対象とならない可能性があります。

（計算例）1日7時間の通常の診療（40人程度の発熱以外の患者を診察）を行いながら、一日10人程度の発熱患者等を、同一の医師が動線を分離した別室において予約制（予約は通常の診療時間内であれば随時受付）で診察する場合

$$\begin{aligned}\text{基準患者数} &= (7\text{時間} \times 20\text{人} \div 7\text{時間}) - 40\text{人} \times 1/2 \\ &= 20\text{人} - 20\text{人} \\ &= \underline{0\text{人}} \Rightarrow \text{発熱患者等を診察しなくても交付額は0円}\end{aligned}$$

⇒ 専任の医師を置くか、発熱患者等専用の診察時間を設けることで、補助金の交付額が減少することを防ぐことが可能です。

（3）受診患者数

実際に発熱患者等専用の診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数を言います。

「発熱患者等」の定義について、国から明確に示されてはいませんが、発熱患者等の受入時間に電話予約等の際に聞き取った内容から、医療機関の判断で発熱患者等として受け入れた患者ととらえて差し支えないとされています（明らかに他の疾患であり、3ページ上段のケースに該当する場合は除きます）。

（4）交付額の計算**①交付額計算の基本ルール**

「基準患者数」から「受診患者数」を差し引いた人数に、13,447円を乗じた額が、1円あたりの交付額になります。

（交付額の計算例）

発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間…4時間

（他の疾患による受診者：なし）

$$\Rightarrow \text{基準患者数} \quad 4\text{時間} \times 20\text{人} : 7\text{時間} = 11.428 \cdots \text{人} \text{ (①)}$$

実際の受診患者…5人 (②)

$$\text{①}11.428 \cdots \text{人} - \text{②}5\text{人} = 6.428 \cdots \text{人}$$

$$6.428 \cdots \text{人} \times 13,447\text{円} = \underline{\text{交付額 } 86,445\text{円}}$$

補助金の交付対象となる期間は、診療・検査医療機関の指定を受けた日（指定通知

日に記載された口）から、指定解除の日（原則として令和3年3月31日）までです。

対象期間の間、1日毎に、基準患者数と受診患者数の差引を行います（実際に1日で20人以上の患者を受け入れた場合、その日の交付額は0円となりますが、基準患者数を超えた分の人数は翌日に繰り越しません）。

（例）

曜日	受付時間	基準患者数	受診患者数	差引
月	7時間	20人	15人	5人
火	7時間	20人	21人	0人
水	4時間	11.428人	8人	3.428人
木	7時間	20人	11人	9人
金	7時間	20人	18人	2人
土	4時間	11.428人	12人	0人
日	休診			
計		102.856人	85人	?

※ 上記のような場合、差引を1日ごとに行いますので、?に入る合計は、

$5+0+3.428+9+2+0 = 19.428$ 人 になります。

（1週間を合計してから差引した $102.856-85=17.856$ 人 ではありません。）

②交付額の特例的な計算方法

○ 1か月間発熱患者等が受診しなかった場合

実際の発熱患者等の人数が0人の月（令和2年9月、10月は除く）については、算出された交付額に1/2を乗じた額が交付額となります。

○ 診療に際して寄付金その他の収入を受け取ったとき

発熱患者等を受け入れる診療体制の整備に際し、寄付金やその他の収入があった場合は、補助金の交付額から控除することになります。

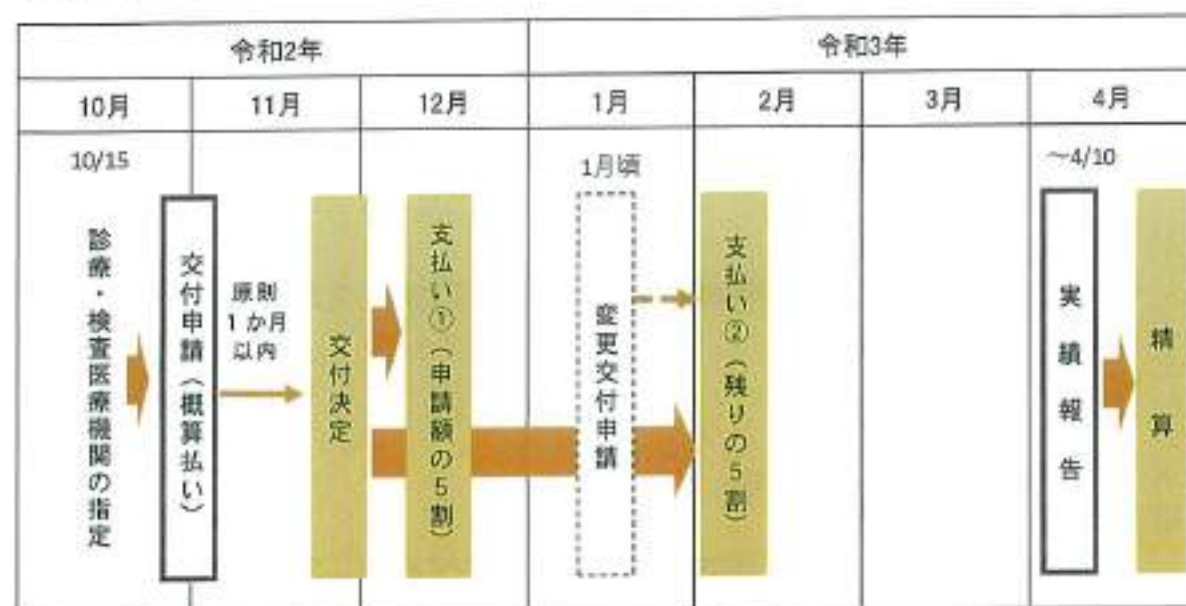
このとき、県からの協力金の50万円は、国の補助金とは補助対象経費が重複しませんので控除する必要はありません。

③ 端数処理に関するルール

補助金の算定において、計算途中では端数処理する必要はありませんが、最終的に算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

3 交付申請手続きの流れ（申請から精算まで）

（1）全体の流れ（イメージ図）



※ この表は、手続きの流れをイメージ化したもので、手続きが表中の時期に行われることを示したものではありませんのでご注意ください。

（2）交付申請（概算払い）

今回の補助金の交付申請については、3月末までの各稼働日における受診者数の見込み（以下「想定受診者数」という。）に基づき金額を計算の上、申請していただく、いわゆる『概算払い』を行うこととなります。

○ 具体的な計算方法

診察室を確保した時間に応じて算定される基準患者数①から、想定受診者数②を差し引いた人数に、13,477円を乗じた額に、さらに「診療・検査医療機関」の指定を受けた日から令和3年3月末までの稼働日数③を乗じた額を、補助金の交付申請額として申請いただくこととなります。

交付申請額：

（①基準患者数－②想定受診者数）×13,447円×③令和3年3月31日までの稼働日数

○ 想定受診者数

想定受診者数については、国からは「現時点で正確に見通すことは難しいですが、各地域の状況などを踏まえ、適宜見込みを立て」ることを求められています。

しかしながら、各医療機関で目安もなしに見込みを立てることは負担が大きいいため、一つの例として、以下の〈想定受診者数の見込み方〉を作成しましたので、参考にいただければと思います（後述の、「交付申請書の作成方法」に掲載しております。）。

なお、当然のことではありますが、必ずしもこの見込み方によらなくてもかまいません。

○ 交付申請の手続き

後述の「5 補助金の交付申請書の提出」(P16) に記載しておりますので、御確認ください。

（3）交付決定及び1回目の支払い

①交付決定

申請内容が適正であれば、申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に補助金の交付決定を行います。補助金の交付を決定した医療機関の皆様には交付決定通知書を郵送します。

②支払い（1回目）

交付決定通知を郵送した後、交付決定額に応じて必要額を請求書記載の金融機関に振り込みます。

補助金の支払いは2回に分けて行うことを予定しており、第1回の交付は、3～4ヶ月分として、申請額の5割分（10万円単位に四捨五入）を基本として支払うこととしています。このため、今回の補助金の請求書には、交付申請額の5割に相当する金額を記載してください。

（4）変更交付申請及び2回目の支払い

①変更交付申請

来年1月頃に受診者数や、体制確保の時間・日数の実績を確認いただき、大きく変動している場合には変更交付申請をしていただき、追加、減額の交付決定を行うことで、3月末までの必要額を交付することとしています。調整の必要がなければ手続き不要です。

②2回目の支払い

変更交付申請を行った場合は、変更後の額に基づき、2回目の交付を行います。行わなかった場合は、そのまゝ申請額の残り5割分の請求をいただき、第2回の交付を行うこととなります。（第2回の交付や変更交付申請については、後日国から改めてお知らせがあるとのことです。）

（5）実績報告及び精算

補助金の交付を受けた場合には、事業の実績報告書を提出いただくことになります。
詳細については交付決定時にご案内させていただきます。

○ 提出期限

事業完了まで指定を継続した場合 …… 令和3年4月10日まで

事業の廃止の承認を受けた場合 …… 承認通知を受けて1か月を経過した日まで

※ 事業の廃止の承認を受けて1か月を経過した日が、令和3年4月10日以降になるときは、
令和3年4月10日までとなります。

4 交付申請書等の作成

（1）交付申請書（第2号様式）

第2号様式		番号 令和2年11月1日
厚生労働大臣 殿		
埼玉県クリニック 埼玉 大田		印
令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付申請書 標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。		
1. 国庫補助申請額	金1,901,000円	
2. 交付申請書（事業計画書及び所見込額明細書）		（31紙）
3. 都道府県から「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けたことを証する書類（都道府県の指定通知書等）		
4. 当該事業に係る収入支出予算書の抄本（当該補助事業の予算額を備考欄等に記入すること。）		

○各項目の解説

① 番号、日付欄

外部に発出する文書に文書番号を付している医療機関は文書番号を付してください。それ以外の医療機関は、番号欄は空欄のままで結構です。

日付欄は、提出する日付を和暦で記載してください。指定通知書の指定日以降の日付となるようにご注意ください。

② 補助事業者名、代表者氏名

医療機関の名称と代表者氏名を、続けて記入してください。交付申請書の代表社員は省略してかまいません。

③ 国庫補助申請額

別紙「事業計画書・所要見込額明細書」で計算した補助申請額（数字のみ）を、「金 円」と書いてあるマスに上書きします。入力した数字の前後に「金」と「円」の文字が自動的に表示される書式になっています。

（２）交付申請書（事業計画書・所要見込額明細書）（第２号様式・別紙）の上段

第2号様式（別紙）			
インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業 交付申請書（事業計画書・所要見込額明細書）			
I. 基本情報			
1. 申請年月日	令和 3 年 11 月 1 日		
2. 医療機関の名称	埼玉エドニーフ		
3. 保険医療機関番号	0000000		
4. 医療機関の住所	〒 330-0001 さいたま市浦和区高砂（〒）		
5. 医療機関の電話番号	048-324-2111		
6. 担当者の所属及び氏名	所属 総務課 氏名 橋本 正子		
7. 担当者のEメールアドレス	masakob@edonny.jp		
8. 都道府県の診療・検査医療機関（仮称）の指定	指定日 令和 3 年 11 月 1 日 指定解除日 令和 3 年 3 月 31 日		
9. 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを要し入れる「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けた場合			
II. 補助金の振込先			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
金融機関コード	▲▲▲▲	支店コード	〇〇〇
口座名義	埼玉エドニーフ株式会社	フリガナ	サイタマエドニーフ株式会社
口座種別	普通	口座番号	0000000

1/2

○各項目の解説

I. 基本情報

1. 申請年月日…交付申請書（様式第2号）の日付欄と同日とします。
2. 医療機関の名称…交付申請書（様式第2号）の補助事業者と合わせてください。
3. 保険医療機関番号…誤りのないように確認をお願いします。
4. 医療機関の住所…郵便番号はハイフンを含めて半角で記載してください。住所はマンション等についてはその名称まで記載してください。
5. 医療機関の電話番号…ハイフンを含めて半角で記載してください。
6. 担当者の所属及び氏名…所属部署がない場合は空欄で結構です。
7. 担当者のEメールアドレス…可能な限り複数記載してください。複数記載するときは、各メールアドレスの間に全角1マス分のスペースを空けてください。
8. 都道府県の診療・検査医療機関（仮称）の指定…指定日には、埼玉県からの指定通知書に記載された日付を記載してください。指定解除日は、令和3年3月31日としてください（令和3年3月31日以前に解除申請を行う予定がある場合はその予定日としてください）。
9. 自院のかかりつけ患者及び（中略）指定を受けた場合…自院のかかりつけ患者の

み診察するときは、「○」を記入します。初診患者を含め診察するときは空欄のままとします。

Ⅱ. 補助金の振込先…誤りのないよう、十分確認してください。

（3）交付申請書（事業計画書・所要見込額明細書）（第2号様式別紙）の下段

○黄色の着色部分に数字を入れていけば、補助額は自動計算されます。

※、事業計画書は事業計画書の1頁を添付する。1頁を添付する場合は、事業計画書の1頁を添付する。事業計画書の1頁を添付する場合は、事業計画書の1頁を添付する。

事業開始月	今年	①	月	事業終了月	今年	①	月						
診療①	1日指定診療時間数	②	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人	基準額	13447 円	金額 (円)	
診療②	1日指定診療時間数	③	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人	基準額	13447 円	金額 (円)	
診療③	1日指定診療時間数	③	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人	基準額	13447 円	金額 (円)	
合計 (a)												0	
上乗額	1日1患者あたり最大	20 人	基準額	13447 円	稼働日数	0 日	⑥	金額 (円)	0	0	0		
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (b)												⑥	0
補助申請額(a)と(b)と(c)を比較して少ない方の額												0 円	

初診の患者及び患者に接した患者である医師等のみを記入する場合に記入

診療	1日指定診療時間数	②	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人 <th>基準額 <th>13447 円 <th>金額 (円)</th> </th></th>	基準額 <th>13447 円 <th>金額 (円)</th> </th>	13447 円 <th>金額 (円)</th>	金額 (円)	
診療①	1日指定診療時間数	②	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人	基準額	13447 円	金額 (円)	
診療②	1日指定診療時間数	③	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人	基準額	13447 円	金額 (円)	
診療③	1日指定診療時間数	③	時間	稼働日数	④	日	1日指定受診患者数	⑤	人	基準額	13447 円	金額 (円)	
合計 (a)												0	
上乗額	1日1患者あたり最大	20 人	基準額	13447 円	稼働日数	0 日	⑥	金額 (円)	0	0	0		
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (b)												⑥	0
補助申請額(a)と(b)と(c)を比較して少ない方の額												0 円	

かかりつけ患者のみ診察する場合に記入

○各項目の解説

① 事業開始月・事業終了月

事業開始月は、埼玉県指定診療・検査医療機関の指定を受けた日の属する月を記入してください。

事業終了月は、原則、令和3年3月としてください。

② 診療室①～③

確保した診療室が複数あるときは、①、②、③の順に記入します。

また、診療室が一つでも、曜日ごとに受入可能時間が異なる場合は、別の診療室の欄に記入してください（例：曜日によって7時間受け入れる曜日と4時間受け入れる曜日があるとき）。

診療室の欄が不足した場合は、適宜、行を追加していただければと思います。

③ 稼働日数

指定を受けた日から、事業終了日（原則令和3年3月31日）までの、確保した診療室の稼働日数を記入します。

②において、曜日ごとに行を分けた場合は、それぞれの稼働日数を記入します。

参考に、指定開始した10月15日から3月末までの、各曜日の日数は下表のとおりです（※各医療機関の実際の休診予定日に合わせて、適宜日数を加減してください。）

各曜日の月別日数表

	10月 (15日以降)	11月	12月	1月	2月	3月	計
日曜	2 (2)	5 (5)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
月曜	2 (2)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	5 (5)	24 (22)
火曜	2 (2)	4 (3)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	5 (5)	24 (21)
水曜	2 (2)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	5 (5)	24 (23)
木曜	3 (3)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	24 (22)
金曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
土曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	24 (22)
計	17 (17)	30 (28)	31 (28)	31 (27)	28 (26)	31 (30)	168 (156)

※ 単位は日、()内の日数は祝祭日及び12/29～1/3を除いた日数。

④ 1日想定受診者数

1日あたりの想定受診者数を見込んで記入します。

前述のとおり、見込みを立てる一つの例として、以下の＜想定受診者数の見込み方＞を作成しましたので、参考にしていいただければと思います

＜ 想定受診者数の見込み方 ＞

（基本的な考え方）

- 補助金の交付は、概算で請求した額を2回に分けて交付されますが、最終的には実績に基づいた額で精算することになります。
- そのため、精算の際に補助金の返還が生じないようにするため、概算請求が過大になりすぎないようにした方が望ましいと思われます。
- 概算請求が過大にならないようにするためには、想定受診者数は「やや多めに」見込むことをお勧めします。

（見込み方）

- 【1】もともと、受入時間の設定を昨年のインフルエンザ流行期の人数等を参考に設定している場合
⇒ 基準患者数の8～9割を想定受診者数とする。

（具体的な想定受診者数見込み例）

昨年冬の患者が、全体の受診者数の半分くらいだったので、7時間の診療時間のうち4時間を受入時間に設定。

4時間 …… 基準患者数 11,428 人

⇒ 想定受診者数は9人～10人程度とする。

【2】かかりつけ患者が発熱したときのため、通常の診療時間の終了後（または、診療時間を短縮して）に受入時間を設定している場合

⇒ 基準患者数の半数程度を想定受診者数とする。

（具体的な想定受診者数見込み例）

内科や小児科等、発熱患者等を多く見る診療科ではないが、かかりつけ患者のため、診療時間を1時間早く切り上げて、2時間程度受入れ時間を設定

かかりつけ患者のみ受入れの2時間 …… 基準患者数 5 人

⇒ 想定受診者数は2～3人とする。

⑤ 上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入

該当する寄付金や診療報酬以外のその他の収入があれば記載します。

なお、前述のとおり、県からの50万円の協力金は、国の補助金とは補助対象経費が重複しておらず、「上記支出に対する」収入には該当しませんので、記入する必要はありません。

○ 実際の記入例

（すべてのパターンにおいて指定を受けた日を11月1日としています。）

<パターン1>

受入患者 …… 初診を含む全て

受入可能時間 …… 月曜～金曜 毎日4時間 祝祭日・12/29～1/3は休診

⇒ 稼働日数は99日

	10月 (15日以降)	11月	12月	1月	2月	3月	計
日曜	2 (2)	5 (5)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
月曜	2 (2)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	5 (5)	24 (22)
火曜	2 (2)	4 (3)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	5 (5)	24 (21)
水曜	2 (2)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	5 (5)	24 (23)
木曜	3 (3)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	24 (22)
金曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
土曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	24 (22)
計	17 (17)	30 (28)	31 (28)	31 (27)	28 (26)	31 (30)	168 (158)

※ 単位は日、()内の日数は祝祭日及び12/29～1/3を除いた日数。

合計 99 日

想定受診者数 : 昨年の患者の状況から、発熱患者等が多く来ると推測
⇒ 基準患者数 (11,428 人) に近い 10 人と予測

18. 事業計画 ※主要事業計画の1日想定稼働時間数、1日想定受診者数、稼働日数見込みを記載して下さい。複数の診療室を運用する場合には、診療室①、②の順に記入して下さい。

事業開始月	令和 3 年 11 月	事業終了月	令和 3 年 1 月		
項目	内 容			金額 (円)	
診療室①	1日想定稼働時間数 4 時間	稼働日数 99 日	1日想定受診者数 10 人	基準額 13447 円	1,501,790
診療室②	1日想定稼働時間数 時間	稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
診療室③	1日想定稼働時間数 時間	稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
合 計 (a)					1,501,790
上乗額	1日1室あたり最大 20 人 基準額 13447 円 稼働日数 99 日 (b)				26,625,060
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (c)					
(a) - (c) = (d)					1,501,790
補助申請額(a)と(b)と(d)を比較して少ない方の額					1,901,000 円

病院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は1を入力

項目	内 容				金額 (円)
診療室①	1日想定稼働時間数 時間	稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
診療室②	1日想定稼働時間数 時間	稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
診療室③	1日想定稼働時間数 時間	稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
合 計 (a')					0
上乗額	1日1室あたり最大 5 人 基準額 13447 円 稼働日数 0 日 (b')				0
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (c')					
(a') - (c') = (d')					0
補助申請額(a')と(b')と(d')を比較して少ない方の額					0 円

⇒ 補助申請額は、1,901,000 円となります。

<パターン2>

受入患者 : かかりつけ患者のみ

受入可能時間 : 月・火・木・金は2時間、水・土は1時間、日は休診
 祝祭日・12/29~1/3は休診
 ⇒ 稼働日数は月・火・木・金で78日、水・土で40日

	10月 (15日以降)	11月	12月	1月	2月	3月	計
日曜	2 (2)	5 (5)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
月曜	2 (2)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	5 (5)	24 (22)
火曜	2 (2)	4 (3)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	5 (5)	24 (21)
水曜	2 (2)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	5 (5)	24 (23)
木曜	3 (3)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	24 (22)
金曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
土曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	24 (22)
計	17 (17)	30 (28)	31 (28)	31 (27)	28 (26)	31 (30)	168 (156)

※ 単位は日、()内の日数は祝祭日及び12/29~1/3を除いた日数。

☐ の合計⇒ 計 78日、☐ の合計⇒ 計 40日

想定受診者数 : かかりつけ患者のみで実際来るかは不明
 ⇒ 基準患者数の半数程度と予測
 月・火・木・金 基準5人 ⇒ 3人
 水・土 基準2.5人 ⇒ 1人

18. 事業計画 ※ 本事業実施期間の1日想定稼働時間数、1日想定受診者数、稼働日数見込みを記載して下さい。複数の診療室を運用する場合には、診療室別、次の行に記入して下さい。

事業開始月	令和 2 年 11 月	事業終了月	令和 3 年 1 月	金額 (円)
項目	内 容			金額 (円)
診療室①	1日想定稼働時間数 時間 稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
診療室②	1日想定稼働時間数 時間 稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
診療室③	1日想定稼働時間数 時間 稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
合 計 (a)				0
上限額	1日1室当たり最大 20 人 基準額 13447 円 稼働日数 0 日 (b)			0
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (c)				0
(a) - (c) = (d)				0
補助申請額(a)と(b)と(d)を比較して少ない方の額				0 円

自院のかかりつけ患者及び直営に相談のあった患者である高齢患者等のみを受け入れる場合は「1」を入力

項目	内 容			金額 (円)
診療室①	1日想定稼働時間数 時間 稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	2,017,732
診療室②	1日想定稼働時間数 時間 稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	835,820
診療室③	1日想定稼働時間数 時間 稼働日数 日	1日想定受診者数 人	基準額 13447 円	0
合 計 (a')				2,904,552
上限額	1日1室当たり最大 5 人 基準額 13447 円 稼働日数 118 日 (b')			7,933,730
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (c')				
(a') - (c') = (d')				2,904,552
補助申請額(a')と(b')と(d')を比較して少ない方の額				2,904,000 円

⇒ 補助申請額は、2,904,000 円となります。

<パターン3>

受入患者 : 初診を含む全て
 受入可能時間 : 専用の診察室を2室設け、専属の医師がそれぞれ1日7時間、
 月～土まで診察（祝祭日・12/29～1/3は休診）
 ⇒ 稼働日数は118日

	10月 (15日以降)	11月	12月	1月	2月	3月	計
日曜	2 (2)	5 (5)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
月曜	2 (2)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	5 (5)	24 (22)
火曜	2 (2)	4 (3)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	5 (5)	24 (21)
水曜	2 (2)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	5 (5)	24 (23)
木曜	3 (3)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	4 (4)	24 (22)
金曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	24 (23)
土曜	3 (3)	4 (4)	4 (4)	5 (4)	4 (4)	4 (3)	24 (22)
計	17 (17)	30 (28)	31 (28)	31 (27)	28 (26)	31 (30)	168 (158)

※ 単位は日、()内の日数は祝祭日及び12/29～1/3を除いた日数。

合計118日

想定受診者数 : 昨年の患者の状況から、発熱患者等が多く来ると推測
 ⇒ 基準患者数(20人)に近い17人と予測

18. 事業計画 近未来事業計画の1日稼働時間数、1日想定受診者数、稼働日数等を記載して下さい。稼働の計画案を適用する場合には、診療室①、②の行に記入して下さい。

事業開始月	令和	2	年	11	月	事業終了月	令和	3	年	1	月
診療室①	1日想定稼働時間数	7	時間	稼働日数	118	日	1日想定受診者数	17	人	基準額	13447 円
診療室②	1日想定稼働時間数	7	時間	稼働日数	118	日	1日想定受診者数	17	人	基準額	13447 円
診療室③	1日想定稼働時間数		時間	稼働日数		日	1日想定受診者数		人	基準額	13447 円
合 計 (a)											9,520,476
上乗額	1日1室あたり最大 20 人 基準額 13447 円 稼働日数 256 日 (b)										63,459,840
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (c)											0
(a) + (c) = (d)											9,520,476
補助申請額(a)と(b)と(d)を比較して少ない方の額											9,520,000 円

自院のかりつけ患者及び自院に所属する専属医師等のみを受け入れる場合は「1」を入力

診療室	内 容	全 額 (円)
診療室①	稼働日数 日 1日想定受診者数 人 基準額 13447 円	0
診療室②	稼働日数 日 1日想定受診者数 人 基準額 13447 円	0
診療室③	稼働日数 日 1日想定受診者数 人 基準額 13447 円	0
(d)		0
上乗額	1日1室あたり最大 5 人 基準額 13447 円 稼働日数 0 日 (b)	0
上記支出に対する本補助金以外の寄付金やその他の収入（診療報酬収入は除く）があれば、収入額を記載して下さい (c)		0
(a) + (c) = (d)		0
補助申請額(a)と(b)と(d)を比較して少ない方の額		0 円

専用の診察室が2室あるときはそれぞれ診療室①と診療室②に記載します。

⇒ 補助申請額は、9,620,000 円となります。

(5) 予算書

○各項目の解説

① 歳入・歳出

交付申請書（事業計画書・所要見込額明細書）（第2号様式別紙）から自動的に転記されます。

手書きの場合は、補助金収入の項目と、体制確保経費の欄に「補助申請額」を記載してください。

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)収入支出予算(見込)書(抄本)

歳入		歳出	
補助金収入	1,800,000	体制確保経費	1,800,000
合 計	1,800,000	合 計	1,800,000

上記のとおり確認ありません。

② 令和2年11月1日

③ 医療機関名 埼玉県立中央病院
所在地 埼玉県立中央病院
氏名 田中 太郎

② 日付

交付申請書（第2号様式）の提出日と同じ日付を記入してください。

③ 医療機関名・所在地・氏名

医療機関名および氏名は交付申請書（第2号様式）と同じ内容を記載してください。所在地は、交付申請書（事業計画書・所要見込額明細書）（第2号様式別紙）の「医療機関の住所」と同じ内容を記載してください。

なお、収入支出予算書においては、押印を省略しても差し支えありません。

第3号様式（実績報告書）及び 第4号様式（精算交付申請書）については、様式は示されていますが、記入要領が示されていません。
国から記入要領が示され次第、情報を更新します。

5 交付申請書の提出

（1）申請書類の入手方法

厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

URL： <https://www.mhlw.go.jp/content/000681322.xlsx>

- ※ ホームページから入手できない場合は、国コールセンターにお問い合わせください。
お問い合わせ先については、後述の「6 本補助金についての問い合わせ先」をご確認ください。

（2）提出期限

令和2年10月30日としていますが、それ以前でもそれ以降も随時受け付けますので、埼玉県から指定を受けた後、できる限り速やかにご提出ください。

（3）提出方法

次の提出先へ郵送してください。

住 所：〒100-8779 銀座郵便局留
宛 先：100-8916 厚生労働省 発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

（4）提出書類

- ① 交付申請書（厚生労働大臣宛の補助金の交付申請書）【第2号様式】
- ② 交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）【第2号様式別紙】
- ③ 厚生労働省への請求書（補助金の支払いのための請求書）【国指定様式】
- ④ 「埼玉県指定診療・検査医療機関」指定通知書の写し
- ⑤ 収入支出予算（見込）書【国指定様式】

（5）申請書等の記入内容について

申請書等については、内容の確認のために照会することがありますので、その場合には速やかにご対応をお願いします。

6 留意事項

（1）患者数の把握

補助金の精算の際に作成する、様式3（別紙）における「Ⅲ．実績報告（明細書）」には、「延受診者数総数」を記入する欄があります。

国からの現在の情報では、県としては大変不本意ですが、G-MIS等と連動はしておらず、各医療機関で患者数を把握しておく必要があります。患者数把握のためにも、事業開始後より日々の受診患者数を記録するようお願いいたします。

国からは日々の受診者数を記録する様式が提供されていますので、御利用ください。（別紙参照）。

（2）補助金の返還

事業実績報告書において3月までの受診者数等の実績をご報告いただくこととなりますが、国庫補助精算額が事業実績報告時に既に交付している補助金の額より少ない場合には、補助金の額の確定後に差額分について返金していただく必要があります。

7 本補助金についての問い合わせ先

- 補助金全般（算定方法、手続き等）について

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話番号：0120-336-933

- 申請ガイドについて

埼玉県保健医療部
感染症対策課
電話番号：048-830-3557

保健医療政策課
電話番号：048-830-3526

(別紙 基から示された患者数把握のための記録様式「患者受入実績表」)

(別紙)

患者受入実績表(記入例:土曜日のみ4時間受診、あとは7時間受診の場合)

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	小計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
開設時間	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
基連別受診	20.0	20.0	11.4	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
受入患者数	12.0	12.0	14.0	24.0	15.0	4.0	13.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	146.0
休診日数	8.0	10.0	0.0	0.0	10.0	16.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0	12.0	13.0	15.0	0.0	134.4

区分	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	小計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
開設時間	4.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	82.0
基連別受診	11.4	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	11.4	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	11.4	234.3
受入患者数	6.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	8.0	144.0
休診日数	5.4	0.0	0.0	20.0	2.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.2

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	小計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
開設時間	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
基連別受診	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
受入患者数	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
休診日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

区分	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	小計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
開設時間	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
基連別受診	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
受入患者数	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
休診日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

インフルエンザ流行時の 新型コロナウイルス感染症診療のガイドライン (第4版)

埼玉県

埼玉県医師会



ガイドライン作成の目的

季節性インフルエンザと新型コロナウイルスが同時に流行した際の医療崩壊を防ぐためには、すべての身近な診療所等が、発熱患者の診療・相談を行う必要がある
診療所等の医療従事者と患者がともに、安全に診療・検査を行うことができるようガイドラインを作成

市民への周知

- ・受診の際は、必ずあらかじめ電話などで予約をする（初診からオンライン診療が可能）
- ・来院の際は、なるべく公共交通機関を利用しない
- ・風邪症状があっても必ずしも早期に受診しない
- ・具合の悪い時は、登校・出社を控える（感染を広げないため）

予防の基本

- ・3密の回避 ・マスク装着 ・手洗いの励行
- ・高齢者には、インフルエンザワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種を積極的に勧奨

患者の受付

受付・待合室での対策①

- 発熱患者等が受診する時は事前に予約をするよう、周知・徹底する（行政も広報）
理由：発熱患者等と、症状のない人との接触機会を減らす・診療所の中を密にしない
- 入口の外から見えるところに「症状（発熱、咳、咽頭痛、鼻水、強い倦怠感、嗅覚・味覚異常、嘔吐・下痢等）のある方は電話してください（電話番号）」と書いた張り紙を貼るなど、症状がある方が事前連絡のないまま院内に入らないよう案内する
- 全ての医療機関にCOVID-19の感染者が受診する可能性があることを念頭に、全ての外来患者に対して、入口や受付で体温測定と症状の確認をすることが望ましい
- 症状の有無にかかわらず、院内では患者と職員の全員にマスクの着用を求める
- 問診は、できる限り電話やオンラインで行い、職員との接触をできるだけ避ける

受付・待合室での対策②

- 直接話す場合には、お互いにマスクを着用し、1m以上あける
- 受診患者との会話での飛沫感染予防のため、受付のカウンターに待合室と空間を仕切るための透明ビニールやアクリルのパーテーションを置く
- 患者が触れた物は使用後にアルコール綿で拭く(体温計、ボールペンなど)
- 待合室の椅子の間隔を離して設置するなどして、密にならないよう工夫する

発熱患者等と他の患者の「空間」又は「時間」を分ける

院内感染防止のため、発熱患者と他の患者を同じ空間に滞在させない対策が必要。

1 発熱患者専用の動線を確保できる場合

- 自家用車で来院した場合は、発熱患者は、診察までの待ち時間を自家用車内で待機してもらう。
- 発熱患者とその他の患者で異なる診察室（空間）を使用する。
- 患者が通る廊下等（動線）は、なるべく一方向にして交差しないようにする。

2 動線の分離が難しい場合

①時間帯で区分する

例：通常の診察時間外などに発熱患者のみを診察する時間帯を設け、事前予約とする。

②診療室外で対応する

例：駐車場が使用可能な医療機関では、自家用車内での診察とする。

例：テントなどを利用して屋外で診察する。

診察時の医師・看護師の感染防護

発熱患者等の診察時の留意点

- ◆ 患者はマスクを着用する
- ◆ 医師・看護師は適切なPPEを装備 ⇒ 次ページ参照
- ◆ 診察は15分以内を目指す
- ◆ 定期的な換気を行う

⇒ PPEを着用している場合には、全ての診察終了後に、窓を2か所空けるか、部屋のドアと窓を開けて換気する
 ⇒ 可能であれば、常に(あるいは30分に1回以上)外気に向いた窓を2か所開けているとよい

- ◆ 消毒の励行

⇒ 患者が触れた可能性がある場所をアルコール(濃度60%以上)でふき取りで消毒する
 ⇒ 消毒薬の噴霧は行わない(床や壁などを含む大掛かりかつ広範囲の消毒は不要)

- ◆ 医療従事者は5つのタイミングで手指衛生(手洗い)を行う



以上の環境下では、

患者に新型コロナウイルスの陽性者が出ても診察医、スタッフは濃厚接触者にならない

WHO「トレーナー、オブザーバー、そして医療従事者のための教育セッション」より抜粋

PPE着用の考え方

- ① 手が触れる時 ⇒ 非滅菌手袋を着用
- ② 口・鼻の粘膜が汚染されそうとき ⇒ サージカルマスクを着用
- ③ 衣服が汚染されそうとき ⇒ アイソレーションガウンを着用
- ④ 顔・目・口・鼻の粘膜が汚染されそうとき ⇒ フェイスシールドを着用

参考文献：日本医事新報（10月第3週号） 特集 新型コロナウイルス流行期に診療所のできる感染対策

⇒ 診察の際、体位変換など広範囲の身体的接触等がない場合には、原則として、アイソレーションガウンは不要！！

（※装備は非滅菌手袋、サージカルマスク、フェイスシールド）

⇒ インフルエンザやCOVID-19の検査を行う場合でも、鼻腔ぬぐい液（患者による自己採取が可能）による抗原定性（簡易キット）を活用する場合は、必要な装備はサージカルマスクと非滅菌手袋のみ！！

PPEの着脱

○ PPEの交換のタイミング：診察（PPE着用）⇒休憩（PPEを外す）⇒再び診察（PPE交換）

※ 非滅菌手袋は、体液に触れた後など手指衛生が必要なタイミングで手洗いなどを行い、手袋を交換することが望ましい

※ それ以外のPPEは、診察を開始したら休憩するまでは、原則、交換は不要

PPEを着脱する順番（4種類の全てを着用する場合）



参考文献：日本医事新報（10月第3週号）特集 新型コロナウイルス流行期に診療所のできる感染対策

濃厚接触の判断

- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル以内）で、適切な個人防護具を使用せず、一定時間（目安として15分以上）の接触があった場合
 - 患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い場合
- ※ PPE着用時には、濃厚接触者とみなさない

- 患者がマスクをして、医療従事者がPPEを全て着用していれば、15分以上の濃厚接触があった場合も低リスク
 - さらに、ガウンや手袋の着用がなくても、サージカルマスクを着用し、眼の防護をしていれば、15分以上の濃厚接触があった場合も低リスク
- ⇒ 原則、無症状の医療従事者に対する就業制限なし**

医療従事者の曝露のリスク評価と対応 ①

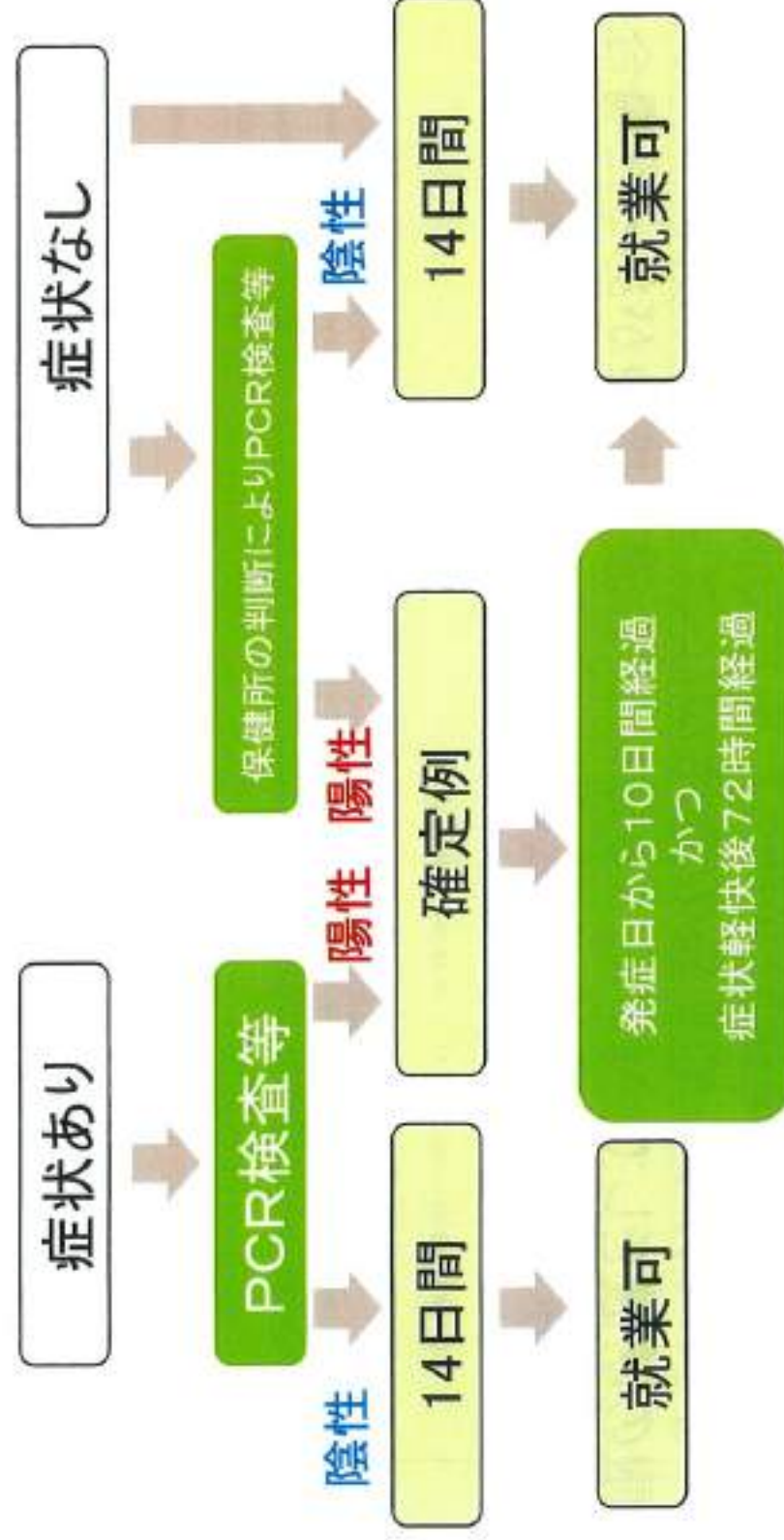
新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況	曝露のリスク	経過観察 (曝露後14日目まで)	無症状の医療従事者に対する就業制限
マスクを着用している新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に15分以上の濃厚接触あり			
PPEの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
サージカルマスクの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
サージカルマスクは着用しているが 眼の防護なし	低リスク	自己	なし
サージカルマスクは着用、 眼の防護もしているが ガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし (体位変動などの広範囲の身体的接触があった場合は14日間)
提供されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし

- 患者がマスクをしていなくても、医療従事者がPPEを全て着用すれば、15分以上の濃厚接触があった場合も低リスク
 - さらに、ガウンや手袋の着用がなくても、サージカルマスクを着用し、眼の防護をしていれば、15分以上の濃厚接触があった場合も低リスク
- ⇒ **原則、無症状の医療従事者に対する就業制限なし**

医療従事者の曝露のリスク評価と対応 ②

医療従事者のPPE	新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況	曝露のリスク	健康観察 (曝露後14日目まで)	無症状の医療従事者に対する就業制限
医療従事者のPPE	マスクを重用していない重症患者と感染症患者との濃厚接触あり			
	着用なし	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが 目の防護なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが 目の防護もしているが ガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし (体位変換やハビリーなどの広範囲の身体的接触があった場合は中リスクとして14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし (大量のエアロゾルを生じる措置の場合は中リスクとして14日間)

P10・P11の表における高リスク・中リスクの場合



診察の流れ

発熱患者の受付～診察まで【インフルエンザとCOVID-19を鑑別できない場合①】

1 発熱患者は、必ず事前に診察予約を取ってから、指定の時間帯に来院する

【事前予約や電話連絡なしで来院した場合】

- ・通常患者と別室に待機させる・車で来院した場合は、駐車場で待機してもらう
- ・予約を取り直した上で、改めて指定の時間に来院してもらう

2 検査の実施

(1) インフルエンザ

鼻腔ぬぐい液（鼻前庭より採取）による検査が可能

（R2.10.2付 厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

☆ 鼻腔ぬぐい液は、インフルエンザとCOVID-19の両方について、簡易キットによる検査が可能

☆ 鼻腔ぬぐい液は、患者本人による検体の自己採取が可能 ⇒ 検査キットは現行の簡易キットを活用

☆ 鼻腔ぬぐい液を自己採取する場合、医療者の曝露は限定的（サージカルマスクと手袋）

⇒ 陽性ならば自宅待機を指示し、自宅待機の注意【資料1】を手交

⇒ 陰性ならば、COVID-19の検査を実施

※参考【資料1】

抗インフルエンザ薬の処方を受けられた方へ

★自宅療養期間を守ってください

- 発病後、3～7日間は体からウイルスが出ています。熱が下がってもしばらくは外出しないで自宅で静養してください。
- なお、学校復学法では、児童・生徒がインフルエンザと診断された場合、1発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで1登校しないこととされています。

★自宅療養中は、安静にして、十分な睡眠をとってください。

- 1日1回は体温を測り、記録してください。
- 十分に水分を取ってください。（枕元にペットボトルやストロー付カップを置き、こまめに飲みましょう。）
- 食事は口当たりが良く、やわらかく、消化の良いもので、無理なく食べられるものにしてください。
- 部屋の湿度を高め（50～60%）にしてください。1日数回、部屋の換気をしてください。
- 処方された薬は症状が無くなった後も必ず最後まで飲み切ってください。

★以下の症状があったら、速やかに当院に連絡してください。

- 重なる日数も出る熱が正しくない、症状が長期化してきている。
- 息切れ、息苦しさを感じる、呼吸が速くて速いなど呼吸困難を感じている。
- 顔色が悪い（青白い、土黄色）、胸の痛みが続く、血痰が出る、ひどい頭痛。
- 身体不明の言動、反応が鈍い、ぼんやりしていて視線が合わない、呼びかけへの反応が抑かきいなど意識障害が疑われる。
- 手足が突っ振る、ガクガクする、目が上を向くなど、けいれんの症状がある。
- 嘔吐や下痢が続く。水分が十分にとれない、尿が半日以上出ないなど脱水症状が疑われる。
- 極度に困窮が強い、無き無きがない、眠れない（子供の生命）。

★一般的な衛生対策を徹底してください。

- 石けんやアルコール消毒液を用いてこまめに手洗いをしてください。
- 咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスキングテープ等）を守ってください。

★ご家族となるべく部屋を分けて過ごしてください。

- 可能であれば、家族とは部屋を分けて過ごし、食事や寝る時も別室にしてください。
- 部屋を分けることが難しい場合には、世話をするとき以外は、患者さんから1～2m以上離れてください。（ただし、子供からは目を離さないでください。）
- 身の周りの世話が必要な場合、ケアする人をできるだけ1人に決めてください。
- ぜんそくを患む慢性肺疾患や心臓病、糖尿病、妊娠中の方など免疫力の弱っている方は、なるべく看病を行わないようにしてください。

○診療・検査医療機関の名称

○連絡先 〇〇() 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
(受付時間 〇時××分-〇時××分)

発熱患者の受付～診察まで【インフルエンザとCOVID-19を鑑別できない場合②】

(2) COVID-19

鼻腔ぬぐい液（鼻前庭より採取）による簡易キット（抗原定性）の検査が可能

（R2.10.2付 厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡）

【留意事項】

- 鼻腔ぬぐい液による検査はその他の検査よりも検出感度がやや低くなるが、発症2日目から9日目の症状のある方には検査精度に問題はなく、確定診断に用いることが可能とされている
- ⇒ 国の指針においても、発熱者が多数発生するインフルエンザ流行期における検査としては、実用性と医療従事者の感染予防の観点から有用な検体とされている

※ COVID-19の従来の唾液検査（PCR検査（LAMP法を含む）、抗原定量検査）等は高い精度を確保する観点から、医師の判断により検査を実施

- ⇒ COVID-19が陽性ならば保健所に報告
- ⇒ 唾液検査等の場合は検査結果が判明するまで自宅待機を指示し、自宅待機の注意【資料2】を手交

※ インフルエンザやCOVID-19の両方が陰性の場合
⇒ 必要に応じ、他の発熱性疾患の精査を実施

- 発症10日目以降も使用可能だが、陰性の場合は、鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

※参考【資料2】

新型コロナウイルスの検査を受けられた方へ

- 本日、検査を受けられた方は医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があるかと判断した方です。
- 検査結果がでるまでは、感染しているかわからない状態であり、以下の点について御注意ください。

★公共交通機関は避けて、自宅でお過ごしください。

- ・検査結果がでるまでは、感染していることを前提に公共交通機関を避けて、自宅に居てください。結果が出るまで自宅でご過ごしください。

★体調が悪くなったときには、当院へ連絡をしてください。

- ・毎日体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。
- ・検査結果がでるまでに、症状がひどくなかった際には、当院に電話で連絡し、既に新型コロナウイルスの検査を受けたことをお伝えください。

★一般的な衛生対策を徹底してください。

- ・石けんやアルコール消毒液を用いてこまめに手洗いをしてください。
- ・咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

★ご家族となるべく部屋を分けて過ごしてください。

- ・可能であれば、家族とは部屋を分けて過ごし、食事や寝る時も別室にしてください。
- ・部屋を分けることが難しい場合には、2m以上の距離を保つことや仕

切り・カーテン等を設置することで、密性だった場合のウイルスによる飛沫感染を少しでも減らすことができます。

- ・身の回りの世話が必要な場合、ケアする人をできるだけ1人に決めてください。
- ・心臓や肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは、感染が疑われる方のケアをすることは避けてください。

○診療・検査医療機関の名称

○連絡先 ☎〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
(受付時間 〇時××分～〇時××分)

(参考) 鼻腔ぬぐい液による検査の実例

※富士レリオ(株)社製エスプラインSARS-CoV-2説明書から抜粋

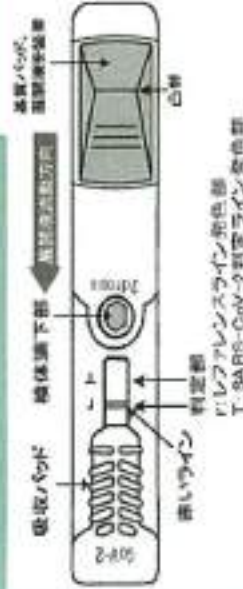
検体採取方法



滅菌綿棒を、鼻孔に水平に2cm程度挿入し、5回程度回転させます。

挿入した部位で5秒程度静置したのち、滅菌綿棒の先端が他の部位に触れないように注意深く引き抜きます。

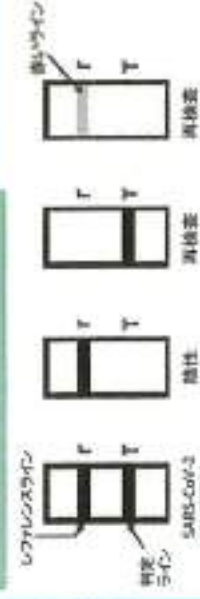
検査キットの使用法



試料液を検体滴下部に滴下し、確実に染み込むことを確認した後、すみやかに反応カセット凸部の頂点部分を上から押して反応を開始してください。

凸部を押した時点から30分後に判定部のライン(発色)の有無を観察し判定を行います。

測定結果の判定法



陽性

…青色のレファレンスラインが認められ、かつ青色の判定ラインが認められた場合

陰性

…青色のレファレンスラインが認められ、青色の判定ラインが認められなかった場合

発熱患者の受付～診察まで【インフルエンザが強く疑われる場合】

1 発熱患者は、受付可能な診察時間に診察予約を取ってから来院する

☆予約時の電話問診でインフルエンザが強く疑われる

⇒ 電話による初診で、抗インフルエンザ薬の処方も可能

【インフルエンザが強く疑われる】

- インフルエンザが流行している
- インフルエンザ患者と接触
- 突然の高熱、筋肉痛

【事前予約や電話連絡なしで来院した場合】

- ・ 通常患者と別室に待機してもらう
- ・ 車で来院した場合は、駐車場で待機してもらう
- ・ 予約を取り直した上で、改めて指定の時間に来院してもらう

2 問診でインフルエンザが強く疑われた場合は、インフルエンザ抗原検査を行わずに抗インフルエンザ薬を処方し、自宅待機を指示

3 抗インフルエンザ薬を処方した方には自宅待機を指示し、自宅待機の注意【資料1】を手交

COVID-19が強く疑われる場合

1 自院で検査が可能な場合

鼻咽頭ぬぐい液採取が難しい場合には、
エアロゾル発生リスクが少ない鼻腔ぬぐい液（鼻前庭より
採取）の簡易キットや唾液PCR検査を実施する

（R2.10.2付 厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

※ COVID-19の従来の唾液検査（PCR検査（LAMP法を含む）、抗原定量検査）等
高い精度を確保する観点から、医師の判断により検査を実施

鼻咽頭ぬぐい液PCR検査の場合には、飛沫を受けにくい患者の横もしくは背後から
検体の採取を行う

2 自院での検体採取ができない場合

連携する地域外来・検査センターに検査依頼

3 唾液及び鼻咽頭ぬぐい液PCR検査の場合は、検査結果が出るまでCOVID-19疑い患者
として自宅待機を指示し、自宅待機の注意【資料2】を手交
⇒ 検査結果は、主治医が責任をもって連絡する

【COVID-19 が強く疑われる】

- COVID-19 が流行している
- COVID-19陽性者との接触歴
- 味覚・嗅覚障害などの症状
- 胸部画像所見

G－M I S 入力ガイド（埼玉県版）
～ 診療所・検査センター向け ～

（第1版）

令和 2年11月
埼玉県保健医療部

目 次

1	G-MISとは	2
2	IDと初期パスワードの取得	3
3	ログイン方法	5
4	日時調査シートの入力方法	7
5	週次調査シートの入力方法	11
6	日時調査シート・週次調査シートの修正方法	14
7	緊急配布要請の方法	16
8	G-MISについての問い合わせ	18

1 G-MISとは

G-MISとは、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムのことで、**G**athering **M**edical **I**nformation **S**ystem on COVID-19 の頭文字からG-MISと呼ばれています。

G-MISに、新型コロナウイルス感染症の診療に関する情報を入力することで、医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握することができるようになり、マスク等の物資の供給や患者搬送の調整に活用するなど必要な医療提供体制の確保に役立つとされています。

2 IDと初期パスワードの取得

(1) 診療・検査医療機関の場合

これまで、G-MISのIDとパスワードを取得するためには、「医療機関 窓口調査シート」を国のG-MIS事務局に送付する必要がありましたが、診療・検査医療機関の指定を受けた団体については、この手続きが不要になりました。

診療・検査医療機関の指定手続きを行う際に登録したメールアドレスを、県が国に報告することにより、国が直接そのメールアドレスにIDとパスワードをお送りしますので、お待ちいただければ、自動的にIDとパスワードが届きます。

(2) 診療・検査医療機関の指定を受けずに診療・検査を行う場合

診療・検査医療機関の指定を受けない場合は、これまでどおり、「医療機関 窓口調査シート」を国のG-MIS事務局に報告する必要があります。

重要		厚生労働省・内閣府IT総合戦略室 医療機関調査事務局 医療機関 窓口調査シート	
※以下の様式をご記入の上、WEBフォームまたはFAXにてご返信ください。 ※本シートのご返信は調査依頼のみです。			回答期限：3/27(金)15:00
記入日時	月 日 時		
医療機関名			
<非公開情報> ※ただし行政機関、医療機関などでは共有			
◆調査対象窓口 医療機関調査事務局からの、白次・過次での調査対応			
担当部署			
役職			
担当者氏名			
電話番号			
携帯番号			
メールアドレス			
調査への返答方法	以下の2つの返答方法の内、希望の調査の返答方法を1つ選んでチェック(※)してください		
	☐ WEBフォーム ☐ FAX		
送 達 先 03-5846-8121 (FAX)			
本調査に関する質問・お問い合わせ 厚生労働省・内閣府IT総合戦略室 医療機関調査事務局 電話番号：03-5846-8121(土曜夜間を除く平日9時～17時)			
事務局入力欄 担当者：_____ システム入力： ☐ 手入力 ☐ FAX ☐ WEBフォーム			

必要事項を入力したら、調査シートにもある返送先「03-5846-8121」に調査シートをFAXします。

しばらくすると、IDとパスワードの通知が郵送されてきますのでお待ちください。

3 ログイン方法

(1) G-MISへのアクセス

G-MISの画面にアクセスするためには、インターネットに接続することができる環境が必要です。

必ずしもパソコンでなくてはいけなわけではなく、タブレットやスマートフォンからもアクセスは可能です（ただし、スマートフォンだと画面が小さいため入力しにくいかもしれません）。

G-MISにアクセスするには、以下のURLにアクセスする必要があります。

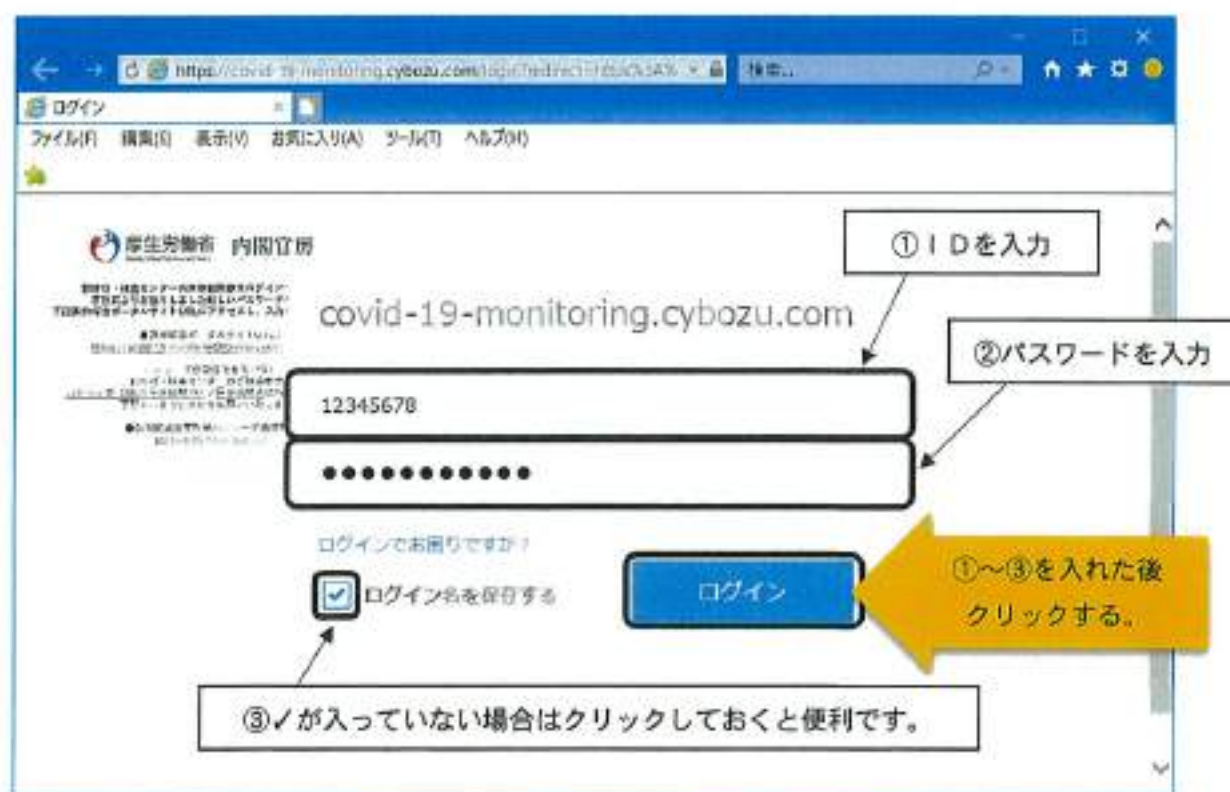
<https://covid-19-monitoring.cybozu.com/k/#/portal>

※毎回入力するのは大変ですので、「お気に入り」登録しておくとお便利ですよ。

(2) ログイン

サイトにアクセスすると、次のような画面になりますので、通知されたIDを「ログイン名」の欄に入力し、パスワードを下の欄に入力し、ログインします。

「ログイン名を保存する」の横の□にチェックを入れておくと、次回からログイン名を入力する必要がなくなります。



(3) 初回ログイン時のみ必要となる手続き

① 初期パスワードの変更

初回ログイン時のみ、事務局から付与されたパスワードから、ご自身で考えた任意のパスワードに変更する必要があります。

以下のような画面が表示されますので、新しいパスワードを2回入力し、「保存」のボタンをクリックしてください。

パスワードは半角英字と数字を組み合わせで8文字以上で入力してください。

② kintoneにログイン



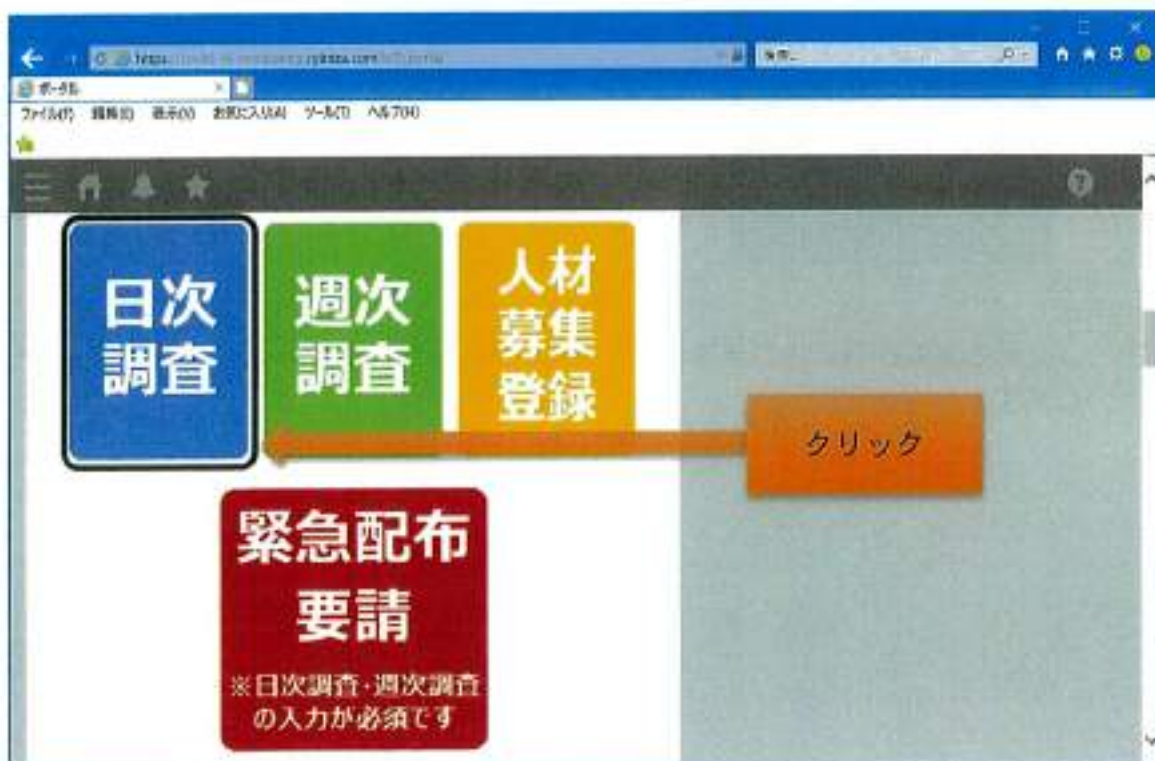
上記の画面が表示されますので、画面左側にある「kintone」のボタンをクリックします。

4 日時調査シートの入力方法

ログインすると、G-MISのトップ画面が表示されます。



- (1) 下に移動して「日時調査」のボタンをクリックします。



(2) 提出日の入力

!!!ご回答期限!!! 平日毎日13:00まで

※「提出日」は前日00時00分～23時59分の実績をご報告ください。
 週末等で休診の日がある場合は、翌診療日にご報告ください。
 「提出日」を入力対象日の翌日することで、過去の実績が入力できます。

例) 7月4日(土)、5日(日)が休診の場合
 7月6日(月)に以下①～③の入力をお願いします

① 提出日: 7月4日(土) → 7月3日(金) 00時00分～23時59分の実績を入力
 ② 提出日: 7月5日(土) → 7月4日(金) 00時00分～23時59分の実績を入力
 ③ 提出日: 7月6日(月) → 7月5日(日) 00時00分～23時59分の実績を入力

※診療の変化に迅速に対応するため、毎日必ずご確認ください
 ※印刷履歴は医師が必須となります

ご質問がない場合、電話等でも確認をさせていただきます
 ※変更ありの場合は変更箇所のみ記入でも問題ございません
 <本装置に関するご質問・お問い合わせ> 厚生労働省・内部医療IT総合戦略室 医療情報調査事務局 電話番号: 03-5846-8233(土日祝日を除く、平日9時～17時)

キャンセル 保存

【2020/7/7更新】
 ・日次調査シートについて、調査項目を一部変更しましたので、
 ご入力の確よしくお願ひ申し上げます。
 詳細は「ボタン画面にあります「7/7時点: 日次・遠隔調査シート記入要領」をご確認ください。
 ・日次調査シートにおける「医療提供状況<一般公開>」及び「医療提供状況<非公表>」について、
 これまでは提出日当日時点の状況をご入力いただいておりましたが、今後、
 提出日前日時点の状況を入力いただきますよう、お願ひ申し上げます。
 他の日次項目と揃えるためでございます。

提出日* 医療機関名 医療機関ID

2020-11-03

注意
 「保存」ボタンはすべての入力が終わってからクリックしてください。

画面を下に移動し、「提出日」を入力します。

提出は、診療を行った翌日の13:00までに行ってください。(提出日の前日の00時00分～23時59分の実績をご報告ください)。

翌日が休診日の場合は、翌診療日にご報告いただければ結構です。

13:00までに入力が間に合わなかった場合や入力漏れに気づいた場合は、なるべく早く入力してください。

＜翌日以降に入力するときの入力方法＞

「提出日」を入力対象日の翌日にする事で、過去の実績が入力できます

例) 7月4日(土)、5日(日)が休診の場合

7月6日(月)に以下①～③の入力をお願いします

① 提出日: 7月4日(土)

→7月3日(金) 00時00分～23時59分の実績を入力

② 提出日: 7月5日(日)

→7月4日(土) 00時00分～23時59分の実績を入力(休診のため0)

③ 提出日: 7月6日(月)

→7月5日(日) 00時00分～23時59分の実績を入力(休診のため0)

(3) 入力画面1「(1) 新型コロナウイルス感染疑い患者用の外来設置状況」

※「診療・検査医療機関」の指定を受けずに、診療・検査を実施する医療機関は、(1)については入力不要です。(2)のみ入力してください。

前日の回答からの変更
前日と入力内容が同じ場合は変更「なし」、入力内容が異なる場合は、「あり」を選択してください。

診療室数
発熱患者等を診療するために設置した診療室の数を入力してください。

前日診療・検査医療機関としての開設時間
発熱患者専用の診療室の開設時間を入力してください。
2つ以上の診療室を設けた場合は、合計の時間を入力します。
入力は15分単位しかできず、時間数に換算することになっています(30分=0.5時間、15分=0.25時間)。 ※15分未満の時間で診療を行った場合の対応は国に確認中です。

※ 開設時間の入力欄の右側に、赤字で

「原則、指定の際に報告した開設時間を入力していただくものです。ただし、地域における流行状況や発熱患者数の増減に応じて、開設時間を変更した場合には、変更後の開設時間を入力してください。（開設時間を変更した場合は管内の都道府県や保健所等に連絡をしてください。地域の医療機関間で変更後の開設時間を共有する必要があります。）」

と、書いてありますが、突発的な事情等で一時的に診療時間を変更した場合は、県への変更の報告や手続きは不要です。

一時的ではない変更の場合は、電子申請システムから変更の手続きが必要になります。

- (4) 入力画面2「(2) 新型コロナウイルス感染疑い患者の外来受診状況」
「(3) 貴院における検査実施状況」

開設時間内における発熱患者等の数

開設時間内に診察した発熱患者等の合計の人数を記載します。複数の診察室を設けている場合は、各診察室の合計人数を記載します。開設時間外に診た患者の数は合算しません。補助金の精算のために、毎日記録する患者数はこの数字を記録してください。

開設時間が複数ある場合は、全ての診察室で診察を行った人数の合計をご記載ください。

(3) 貴院における検査実施状況

検査室が複数ある場合は、全ての診察室で検査を行った人数の合計をご記載ください。

新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数

検査のために検体を採取した人数を記載してください。同一人が複数の方法で検査した場合も「1」としてカウントします（したがって、各検査の合計が合致しないことがあります。）。

診療検査・医療機関としての開設時間外に行った検査もカウントします。また、入院患者に対して行った検体採取もカウントします。

各検査の実施人数

検査を行ったうち、各種の検査を行った人数を記入します。

開設時間内における発熱患者等の数

開設時間内に診察した発熱患者等の合計の人数を記載します。複数の診察室を設けている場合は、各診察室の合計人数を記載します。開設時間外に診た患者の数は合算しません。補助金の精算のために、毎日記録する患者数はこの数字を記録してください。

開設時間が複数ある場合は、全ての診察室で診察を行った人数の合計をご記載ください。

新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数

検査のために検体を採取した人数を記載してください。同一人が複数の方法で検査した場合も「1」としてカウントします（したがって、各検査の合計が合致しないことがあります。）。

診療検査・医療機関としての開設時間外に行った検査もカウントします。また、入院患者に対して行った検体採取もカウントします。

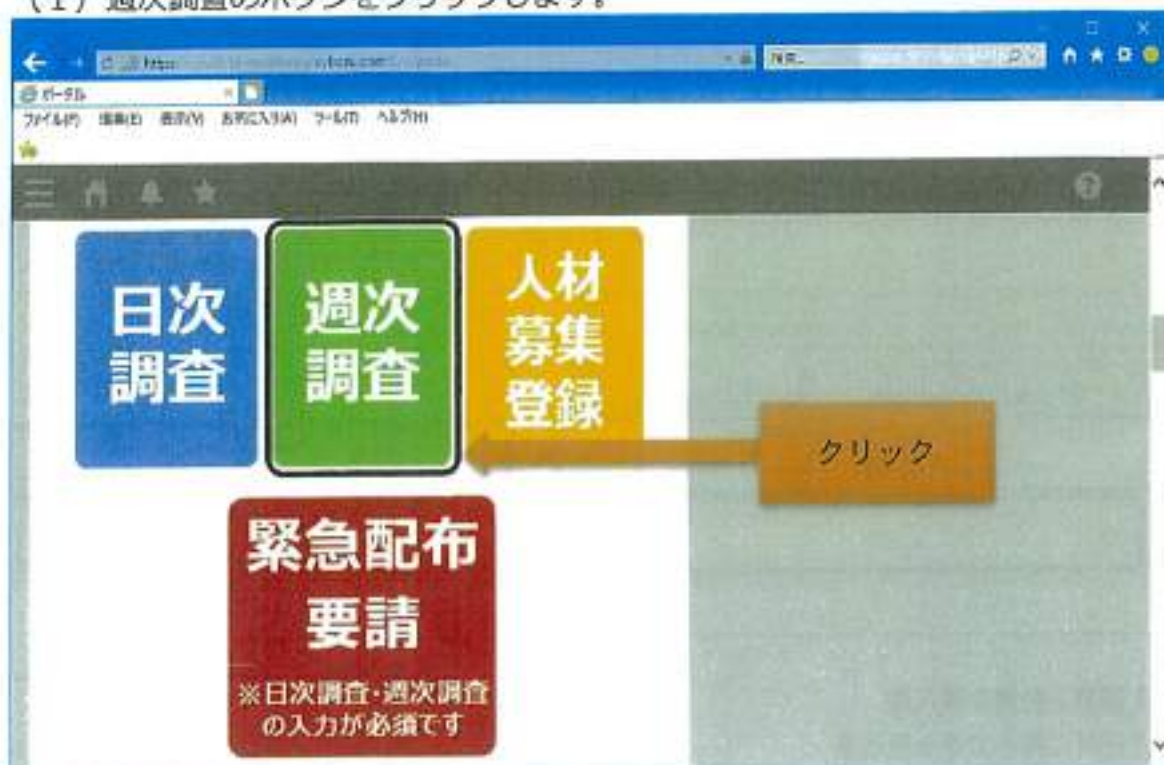
(5) 全ての入力終了したら、「保存」をクリックします。

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://g-mis.hybrid.co.jp/>. The page title is "医療機関 入力設定シート". The browser's address bar shows the URL. The page content includes a header with navigation icons and a main area with a "キャンセル" (Cancel) button and a "保存" (Save) button. The "保存" button is highlighted with a red box and an orange arrow. A text box overlay with the text "全ての入力が終わったらクリック" (Click after all input is finished) points to the "保存" button. Below the buttons, there are several input fields for COVID-19 related data, including "新型コロナウイルス感染症の疑い患者数" (Suspected COVID-19 cases), "うちPCR検査実施人数" (Number of PCR tests performed), "うち抗原検査実施人数" (Number of antigen tests performed), and "うち抗原検査実施（簡易キット）実施人数" (Number of antigen tests performed using simple kits). The values entered are 4, 1, 0, and 4 respectively. There is also a section for "新型コロナウイルス感染症（軽微症状）疑い患者数" (Suspected COVID-19 cases with mild symptoms) with a value of 0. A note on the right side of the page states: "「軽微症状の疑いに基づく検査等」は、本人等の希望で行う軽微症状者の検査、自治体が行う軽微症状の診療、高齢者等の検査があれば記入してください。" (For "Testing based on suspicion of mild symptoms", enter if testing is performed on suspected mild symptom cases upon their request, if testing is performed by the local government for suspected mild symptom cases, or if testing is performed for the elderly, etc.).

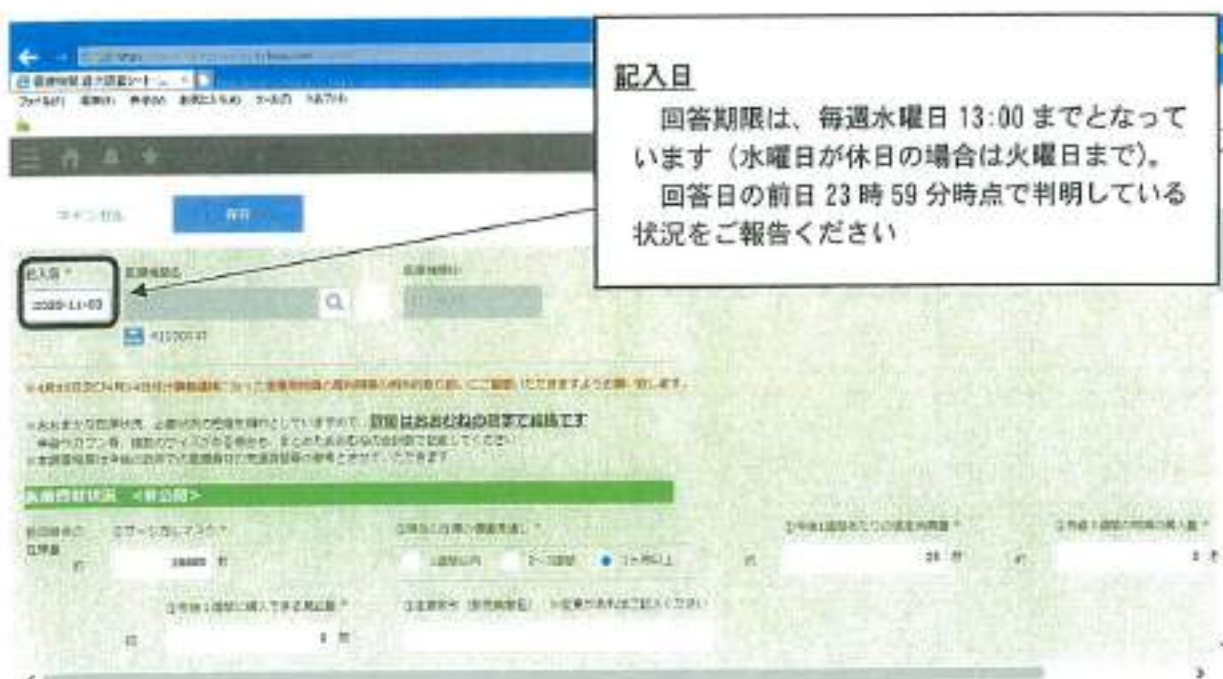
これで、1日の入力は終了です！

5 週次調査の入力方法

(1) 週次調査のボタンをクリックします。



(2) 提出日の入力



(3) 各医療資材ごとの、在庫量等を記入します。

在庫量
報告日前日時点での、おおむねの在庫数を記入します。

今後1週間あたりの想定消費数
今後1週間の、おおむねの消費数を記入します。

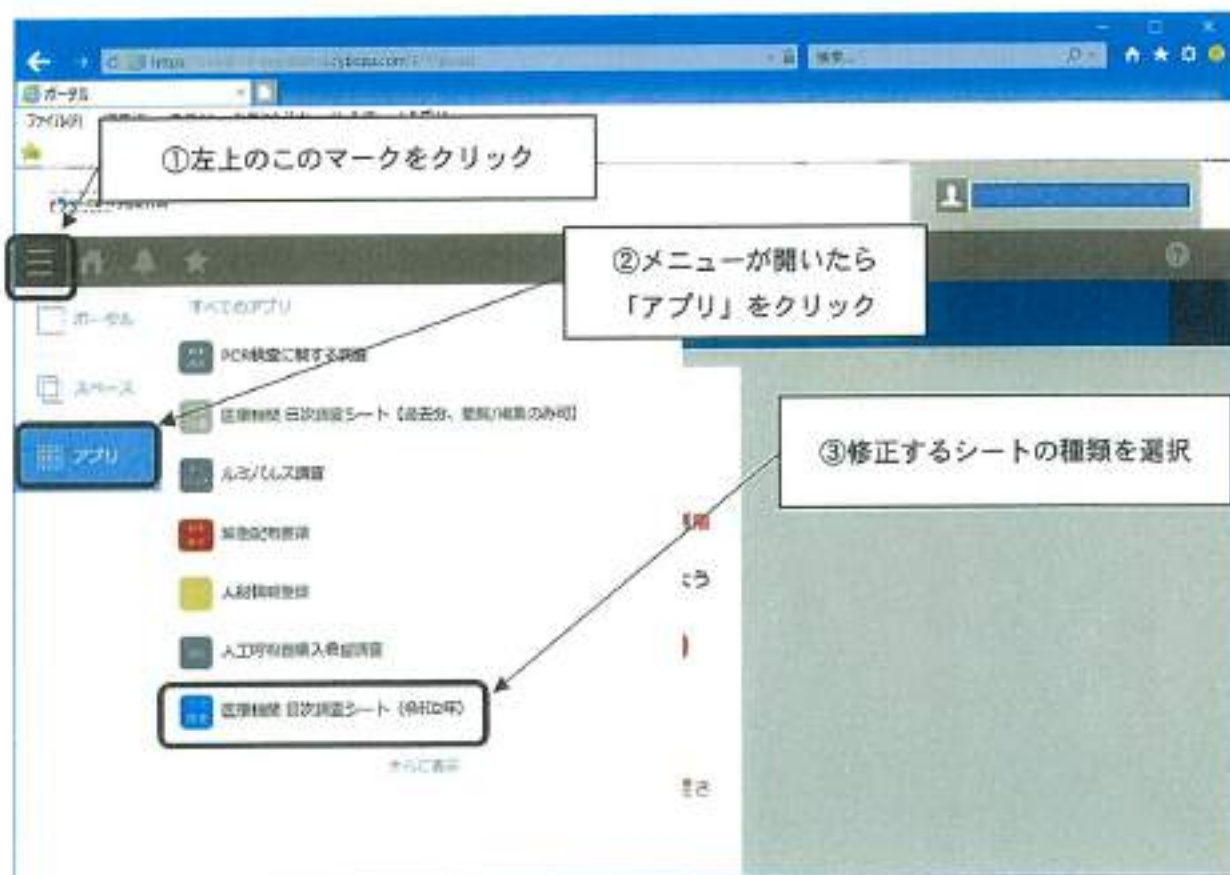
先週1週間の物資の購入量
今後1週間に購入できる見込量
主要取引（卸売業者名）
先週1週間の購入量、今後1週間の購入見込み量は、国から支給されるPPEのみで対応する場合は、購入しないので0で結構です。主要取引（卸売業者名）は空欄で結構です。

現在の在庫の備蓄見通し
在庫量を、1週間あたりの想定消費数で割った数から、概ねの備蓄見通しを計算し、選択します。
◎ 緊急要請を受ける場合には、現在の在庫の備蓄見通しが『1週間以内又は2～3週間』である必要がありますので、ご注意ください。

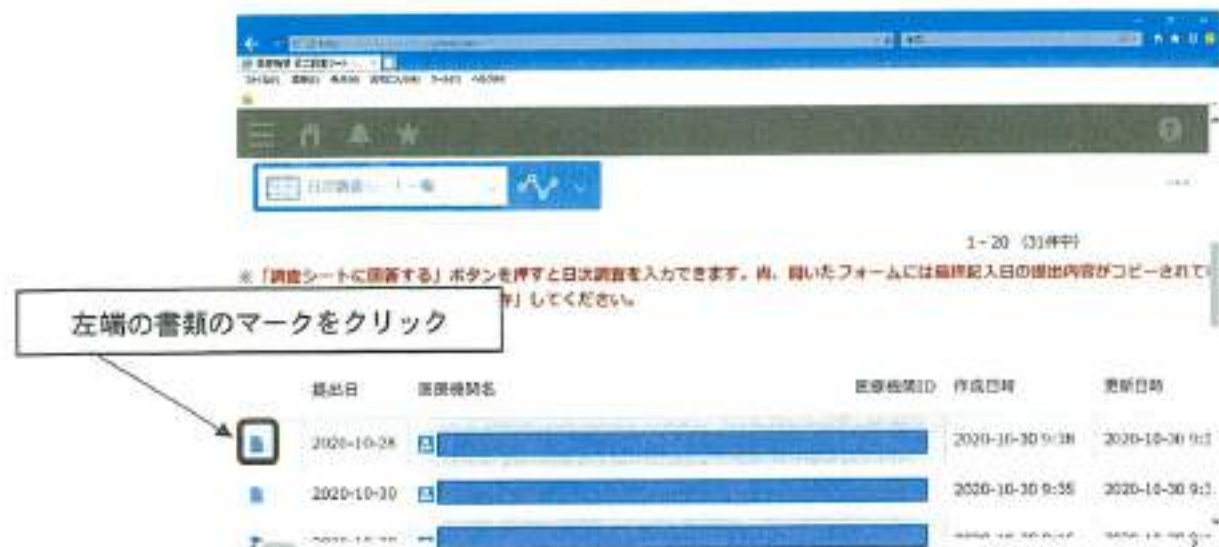
6 日時調査シート・週次調査の修正方法

一度入力した日時調査シートの修正方法です。

(1) 修正するシートの種類を呼び出し



(2) 修正する日付のシートを選択



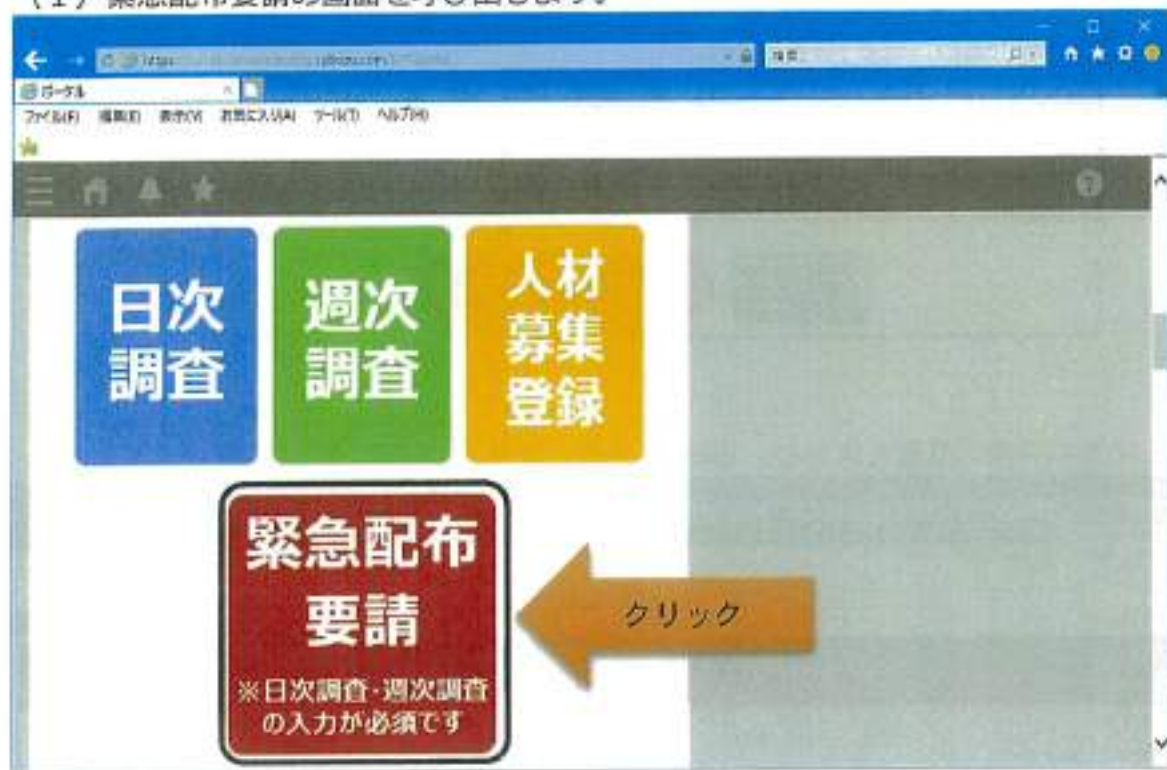
(3) 修正する日のシートが出てきますので、修正箇所を直して、「保存」ボタンを押します。

- ※ 修正する日の「提出日」に注意してください。
修正したい検査日の「翌日」を提出日として修正してください。

10月30日分を修正したい → 提出日を11月1日として入力

7 緊急配布要請の方法

(1) 緊急配布要請の画面を呼び出します。



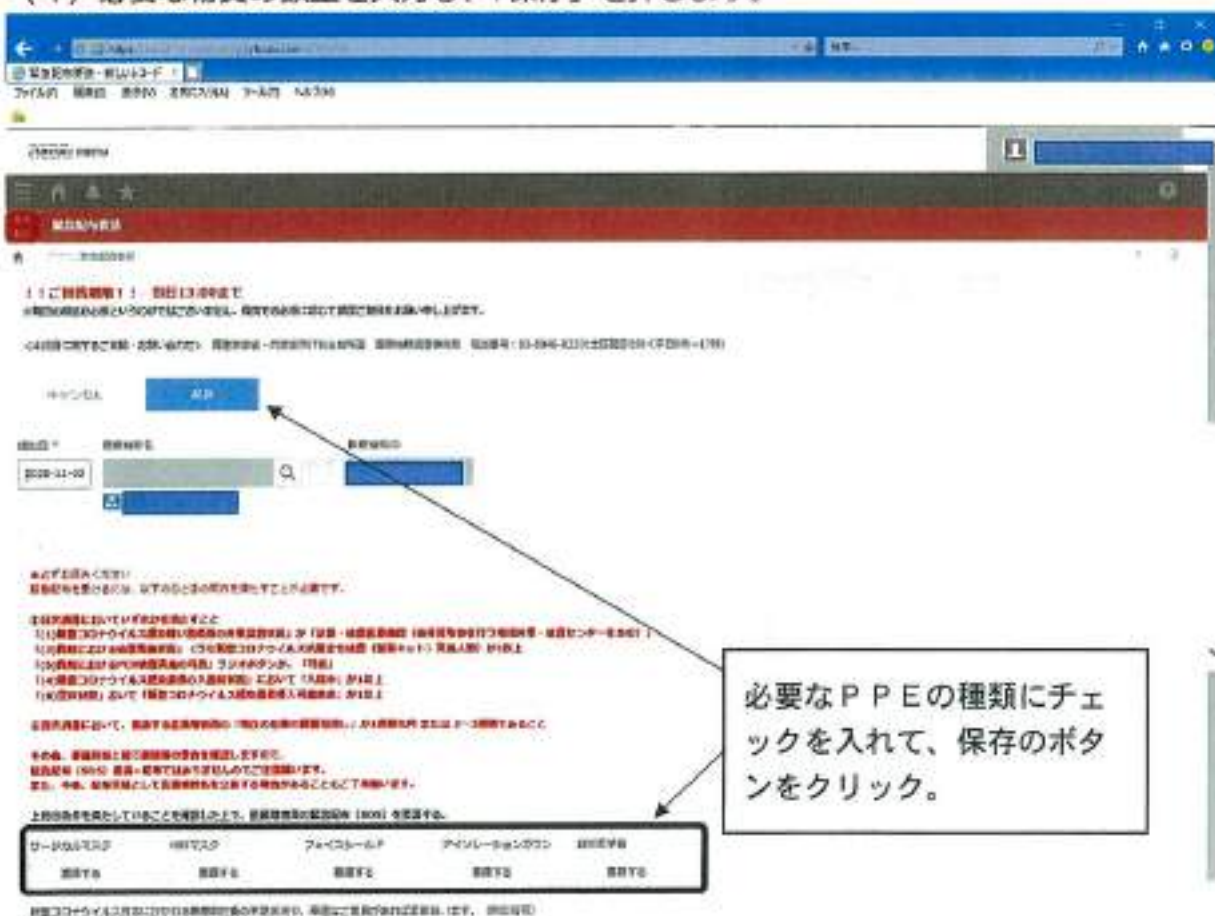
(2)「要請する」をクリックします。



(3) 注意書きが出ますので、確認して「OK」を押します。



(4) 必要な物資の数量を入力し、「保存」を押します。



8 G-MISに関する問合せ先

厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室 医療機関調査事務局

電話番号:03-5846-8233
(土日祝日を除く平日 9 時～17 時)

埼玉県保健医療部 疾病対策課 (総務・疾病対策担当)

電話番号 : 048-830-3598